

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	予防接種事務 全項目評価

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

堺市は、予防接種事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護を実施していることを宣言する。

特記事項

予防接種事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報の保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

大阪府堺市長

個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

公表日

項目一覧

I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所

I 基本情報

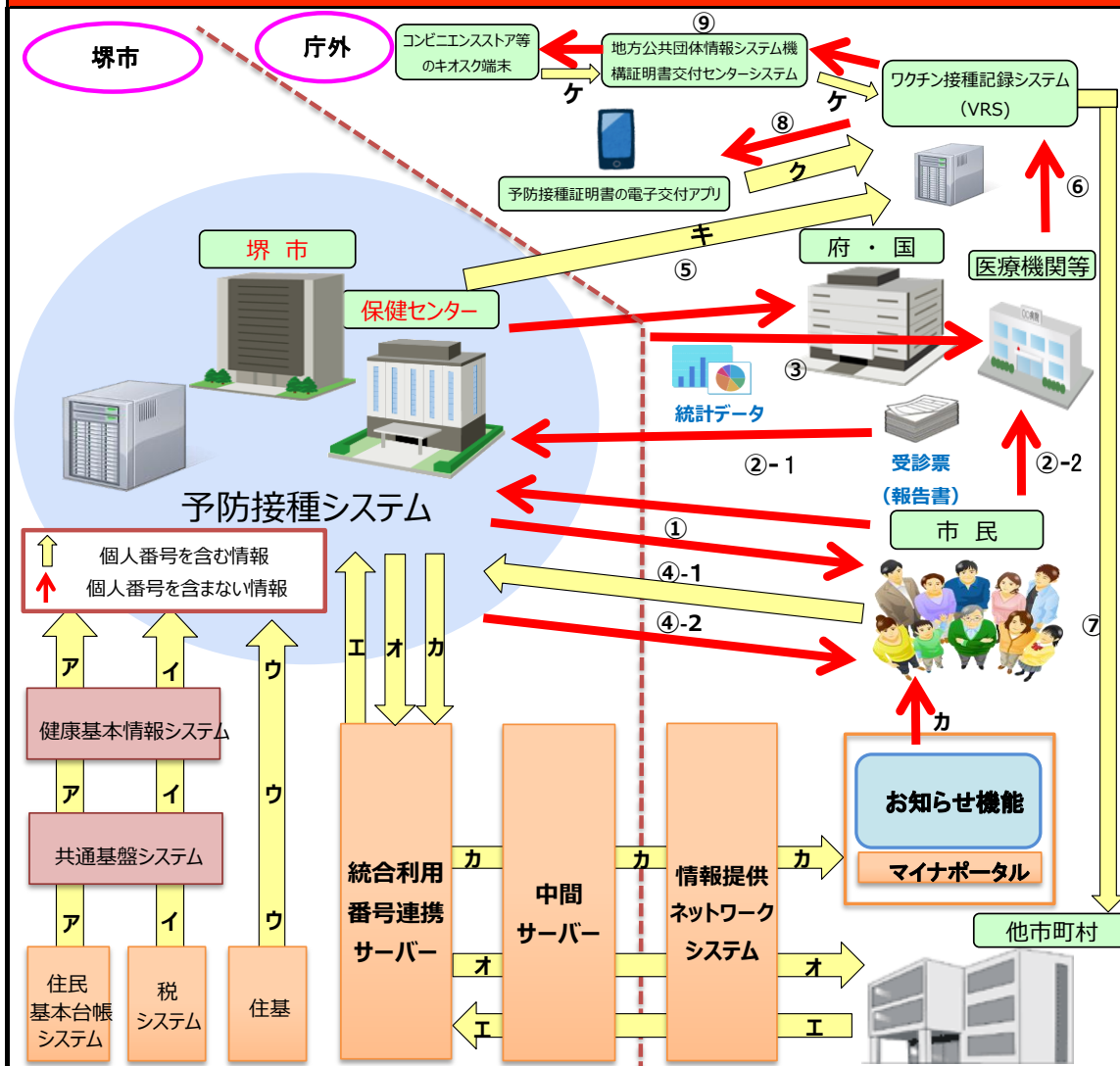
1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	予防接種事務
②事務の内容 ※	感染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するために、公衆衛生の見地から、市内に居住する者に対し、期日又は期間を指定して予防接種（定期の予防接種及び新型インフルエンザ等の予防接種を指す。以下「予防接種」という。）の実施その他必要な措置を講ずることにより、市民の健康の保持に寄与するとともに、予防接種による健康被害の迅速な救済を図る。 特定個人情報ファイルは、予防接種法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、次の事務に利用する。 【法的根拠】 番号法第9条第1項 ①各種予防接種の案内 予防接種対象者を抽出するために必要な住民基本台帳情報を入手し、予防接種の種類、接種場所及び期日又は期間を案内する。また、マイナポータル（情報提供等記録開示システム並びにサービス検索・電子申請機能及び公金決済サービス機能を有するシステム全体の総称）を利用した接種の案内を行う。 ②予防接種履歴の管理 各医療機関及び各保健センターで実施した予防接種の記録を取得し、データ化したファイルを予防接種システムに登録し、管理する。 ③実費徴収に関する事務 予防接種にかかる自己負担金の免除を希望する者に対し、申請書を受け付け、実費徴収の有無を決定する（B類疾病に関する予防接種に限る。）。 ④未接種者に対する勧奨 伝染の恐れがある疾病の発生及びまん延を予防するために、特に必要とされる予防接種について郵便及びマイナポータルを利用した接種の勧奨を行う。 ＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務＞ ・ワクチン接種記録システム（VRS）へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。 ＜中間サーバー＞ ：情報保有機関は情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する個人情報について情報連携を行うことが必要である。また、この情報提供ネットワークシステムにおいては、各機関は特定個人情報を分散管理することとされていることから、情報提供のために既存システムのデータベースを他情報保有機関から直接参照することは、セキュリティ上好ましくない。各情報保有機関は情報提供ネットワークシステムに接続するに当たり、情報提供に必要な情報を「副本」として装備した中間サーバーを設置することとする。 ：中間サーバーは、情報提供ネットワークシステム（インターフェイスシステム）、既存システム、統合利用番号連携サーバ等の各システムとデータの受け渡しを行うことで、符号の取得や各情報保有機関で保有する特定個人情報の照会と提供等の機能を実現するもので、本市においても、この機能を利用し、他の団体との情報提供、入手に係る業務を実施する。 ：中間サーバーは、地方公共団体情報システム機構が設置するものを共同利用する。
③対象人数	[30万人以上] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	予防接種システム
②システムの機能	予防接種システムにおける特定個人情報ファイルを取り扱う事務機能は以下の機能から構成されている。 1.接種事前準備 ・予防接種対象者リストの抽出及び作成 2.接種結果の登録 ・接種結果の登録・保管 3.未接種者リストの抽出及び作成 4.集計・統計機能 ・予防接種の種類別等の集計、国等への統計報告リストの抽出及び作成
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 市内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☒ その他 （健康基本情報システム）
システム2	
①システムの名称	健康基本情報システム
②システムの機能	健康基本情報システムにおける特定個人情報ファイルを取り扱う事務機能は以下の機能から構成されている。 1.住民情報 - 住民基本台帳、市民税等のデータを連携
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☒ 市内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 （ ）
システム3	
①システムの名称	共通基盤システム
②システムの機能	共通基盤システムにおける特定個人情報ファイルを取り扱う事務機能は以下の機能から構成されている。 1.データ連携機能 - 住民情報系システム間で、定例に提供、利用しているデータ(住民の転出入データ等)を連携する 2.ウイルス対策機能 - 住民情報系システム全体のウイルス対策ソフトを統括し、ウイルス定義ファイルの配信を行う 3.ディレクトリサービス機能(Active Directory) - システムを利用できるユーザや組織、コンピュータ等の情報とその属性を階層的に管理し、認証機能を提供する 4.更新プログラム配布機能(Windows Server Update Services (WSUS)) - 脆弱性等に対応する更新プログラムを配布、管理する機能 5.文字管理機能 - 文字変換及び外字一元管理、外字配布を行う機能 6.帳票出力機能 - 共通基盤印刷専用ソフトウェア(Interstage List Creator)により印刷を行う機能 7.持ち出し制限機能 - 使用できる媒体を制限するとともに端末からデータを持ち出す際は上長の承認を必須とする機能 8.生体認証機能 - Windowsログイン認証前に生体(顔)による認証を行う機能
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 市内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☒ 既存住民基本台帳システム ☒ 宛名システム等 ☒ 税務システム ☒ その他 （連携するシステムすべて）

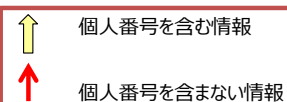
システム6	
①システムの名称	ワクチン接種記録システム(VRS)
②システムの機能	・ワクチン接種記録システム(VRS)への接種対象者・接種券発行登録 ・接種記録の管理 ・転出/死亡時等のフラグ設定 ・他市区町村への接種記録の照会・提供 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る接種記録の照会 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子申請受付・電子交付の実施 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のコンビニ交付の実施
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 宛名システム等 ☐ その他（ ） ☐ 庁内連携システム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 税務システム
3. 特定個人情報ファイル名	
予防接種情報ファイル	
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	・予防接種の対象者及び接種履歴を正確に把握し、適正な管理を行うため。 ・対象者の所得状況を判断し、公平・公正な実費徴収を行うため。
②実現が期待されるメリット	・現行の予防接種の対象者であることの確認及び受けた予防接種の履歴を管理するシステム台帳管理に加え、番号制度と結びつけることにより、転入転出時等における効率的な事務が可能となる。 ・番号制度の導入により、情報提供ネットワークを通じて他市町村の地方税情報等を照会することが可能となり、実費徴収に関する面で、低所得者対策として講じている自己負担金免除の手続きが簡素化され、市民の負担軽減につながる。
5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の10、93の2の項 及び 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条、第67条の2 番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システム(VRS)を用いた情報提供・照会のみ) 及び 番号法第19条第6号(委託先への提供)
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	☒ 実施する <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第7号、別表第二、番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 1. 情報提供の根拠 別表第二16の2、115の2の項 及び 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2、第59条の2 2. 情報照会の根拠 別表第二16の2、17、18、19、115の2の項 及び 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2、第59条の2
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉局保健所感染症対策課
②所属長の役職名	感染症対策課長
8. 他の評価実施機関	

(別添1) 事務の内容



(備考)

- ア…予防接種対象者を抽出するために必要な「住民情報」を取得
 イ…実費徴収の有無を決定するために必要な「税情報」を取得
 ウ…対象者であることの確認をするために必要な住民登録外の「個人番号」を取得
 エ…「他市町村からの転入者に関する予防接種履歴情報」及び「税情報」を情報提供ネットワークシステム経由で取得
 オ…「他市町村への転出者に関する予防接種履歴情報」及び「お知らせ情報」を情報提供ネットワークシステム経由で提供
 カ…未接種者等に対し、マイナポータル上のお知らせ機能を用いて、接種勧奨のお知らせ
 キ…特定個人情報ファイルの登録(個人番号、宛名番号、自治体コード、接種券番号、属性情報、氏名、生年月日、性別)
 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う際には、接種記録を照会し、旅券関係情報を入力、印刷する。
 ク…接種者について、アプリで新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合に、アプリにおいて個人番号を入手し、地方公共団体情報システム機構の証明書交付センターシステムを経由して、接種者が申請先として指定する市町村に接種記録を照会する。
 ケ…接種者について、コンビニエンスストア等のキオスク端末で新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合に、キオスク端末から個人番号を入手し、地方公共団体情報システム機構の証明書交付センターシステムを経由して、接種者が申請先として指定する市町村に接種記録を照会する。
- ①…予防接種の種類、接種場所及び期日又は期間を郵送等で案内
 また、未接種者に対し、郵送等で接種勧奨
 ②…案内や勧奨を受けた予防接種について、保健センター又は医療機関で接種
 ※BCG予防接種のみ保健センターで集団接種
 ③…医療機関及び保健センターで実施した予防接種の記録を取得し、予防接種システムに登録
 ④…自己負担金の免除申請を受け付け、実費徴収の有無を決定
 ⑤…大阪府及び国へ統計等の報告
 ⑥…接種券上のOCRラインを読み込み・送信
 ⑦…他市町村からの照会に応じて接種記録を提供
 ⑧…接種記録の情報を、氏名や旅券関係情報等、その他の情報とあわせて、接種証明書としてアプリ上に表示する。
 (個人番号は表示されない。また、接種証明書については、電子署名を付す)。
 ⑨…接種記録の情報を、氏名や旅券関係情報(※)等、その他の情報とあわせて、接種証明書としてキオスク端末から交付する。
 (個人番号は表示されない。また、接種証明書については、電子署名を付す)。
 ※旅券関係情報については、過去の接種証明書の発行履歴に記録された情報を接種証明書に表示。



Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名

予防接種情報ファイル

2. 基本情報

①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル]	＜選択肢＞ 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	堺市に住民登録している予防接種事業の対象となる者	
	その必要性	市で実施する事業の予防接種情報を適正に管理するため
④記録される項目	[100項目以上]	＜選択肢＞ 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
	主な記録項目 ※	・識別情報 [○] 個人番号 [] 個人番号対応符号 [○] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [○] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [○] 連絡先(電話番号等) [○] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [] 国税関係情報 [○] 地方税関係情報 [○] 健康・医療関係情報 [] 医療保険関係情報 [] 児童福祉・子育て関係情報 [] 障害者福祉関係情報 [] 生活保護・社会福祉関係情報 [] 介護・高齢者福祉関係情報 [] 雇用・労働関係情報 [] 年金関係情報 [] 学校・教育関係情報 [] 災害関係情報 [] その他 ()
	その妥当性	1. 個人番号、その他識別情報:対象者を正確に特定するために保有 2. 4情報、連絡先、その他住民票関係情報:正確な本人特定のため、実施報告書に記入された情報と 実合するために保有、また、予防接種の接種勧奨に使用するため保有 3. 地方税関係情報:予防接種の実費に係る負担の有無を決定するために保有 4. 健康・医療関係情報:予防接種履歴管理および勧奨を適正に行うために保有
	全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月1日	
⑥事務担当部署	堺市健康福祉局保健所感染症対策課、各保健センター	

3. 特定個人情報の入手・使用	
①入手元 ※	☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 （ 戸籍住民課、税務運営課 ） ☐ 行政機関・独立行政法人等 （ 地方公共団体情報システム機構 ） ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 （ ） ☐ 民間事業者 （ ） ☐ その他 （ ）
②入手方法	☐ 紙 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 電子メール ☐ 専用線 ☐ 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ その他 （ ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証 明書電子交付機能を含む。)、コンビニエンスストア等のキオスク端末及び 証明書交付センターシステム ）
③入手の時期・頻度	住民基本情報: (入手元)評価実施機関内の他部署 (入手頻度、時期)随時 (入手方法)庁内連携システム 地方税情報: ①(入手元)評価実施機関内の他部署 (入手頻度、時期)月1回 (入手方法)庁内連携システム ②(入手元)地方公共団体(他市町村地方税所管課) (入手頻度、時期)本人等から申請があった場合、随時 (入手方法)情報提供ネットワークシステム 接種記録: (入手元)接種を行った医療機関又は本人等 (入手頻度、時期)入手元が医療機関の場合は月1回、入手元が本人等の場合は随時 (入手方法)紙 <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> (入手元)本人又は他市区町村 (入手頻度)転入時に転出元市区町村への接種記録の照会が必要になる都度、他市区町村から接種記録の照会を受ける都度、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、接種者から交付申請があった場合であって接種記録の照会が必要になる都度 (入手方法)ワクチン接種記録システム(VRS)
④入手に係る妥当性	・庁内連携システムを利用して入手する住民基本情報及び地方税情報については、本人等からの申請を受けた都度入手する必要があり、法令等に基づく接種対象者であることの確認及び実費徴収の有無について確認を行うものである(評価実施機関内の他部署が既に把握している情報)。 ・情報提供ネットワークを利用して入手する地方税情報については、本人等からの申請を受けた都度入手する必要があり、実費徴収の有無について確認を行うものである。 ・医療機関や本人等から入手する接種記録については、法令等(予防接種法施行令第6条の2等)に示されているとおり、記録・保管することを目的に入手するものである。 <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> ・本市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会し、提供を受ける場合のみ入手する。(番号法第19条第16号) ・本市からの転出者について、転出先市区町村へ本市での接種記録を提供するために、他市区町村から個人番号を入手する。(番号法第19条第16号) ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、接種者から交付申請があった場合のみ入手する。

⑤本人への明示		・庁内連携システムを利用の場合、本人等からの申請時に利用目的を口頭若しくは書面で明示している(番号法第9条第2項の条例に基づく)。 ・情報提供ネットワークを利用の場合、本人等からの申請時に利用目的を口頭若しくは書面で明示している(番号法第19条7号に基づく)。 ・医療機関や本人等から入手(接種記録)の場合、本人等が記入する予診票にも、市へ接種記録を提出されることを明記し、署名を得ている(予防接種法施行令第6条の2等)。また、本人等から直接入手する場合は、利用目的を口頭で明示している。 ・本市への転入者について接種者からの同意を得て入手する。 ・接種者からの接種証明書の交付申請に合わせて本人から入手する。 ・電子交付アプリにより予防接種証明書の電子申請を受け付ける場合及びコンビニエンスストア等のキオスク端末から予防接種証明書の申請を受け付ける場合においては、利用規約を表示し、同意を得てから入手する。
⑥使用目的 ※		予防接種の実施にあたり、本人の資格確認(住所、年齢等)をし、実費徴収の有無を適正かつ公平に決定する。また、接種記録の保管・管理を行い、未接種者に対する接種勧奨を実施する。
変更の妥当性		
⑦使用の主体	使用部署 ※	堺市健康福祉局保健所感染症対策課、各保健センター
	使用者数	＜選択肢＞ [100人以上500人未満] 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑧使用方法 ※		1. 対象者の資格(住所、年齢)確認 本人等からの申請及び医療機関からの接種記録について、住民基本台帳システムをもとに対象者であることを確認する。 2. 接種記録の保管・管理 予防接種システムに医療機関等からの情報を登録し、保管・管理を行う。 3. 接種費用にかかる実費徴収の有無の確認 本人等の申請に基づき、地方税関係情報を確認し、実費徴収の有無を確認する。 4. 未接種者への接種勧奨 接種記録をもとに、対象年齢の間に接種するよう勧奨通知を発送するためのリストを作成する。 5. 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・本市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するとともに、接種券の発行のために特定個人情報を使用する。 ・本市からの転出者について、転出先市区町村へ本市での接種記録を提供するために特定個人情報を使用する。 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付の際、接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。
情報の突合 ※		・本人等からの申請及び医療機関からの住所・氏名等の情報について、住民基本台帳システムと突合し、対象者の資格を確認すること及び接種記録を保管・管理する。 ・本人等からの申請に基づき、住民基本台帳システムと地方税関係情報を突合し、実費徴収の有無を決定する。 ・本市からの転出者について、本市での接種記録を転出先市区町村に提供するために、他市区町村から個人番号を入手し、本市の接種記録と突合する。
情報の統計分析 ※		個人を特定する統計は行わない。
権利利益に影響を与え得る決定 ※		予防接種費用にかかる実費徴収の有無の決定
⑨使用開始日		平成28年1月1日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	委託する <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (3) 件)	
委託事項1	予防接種システム運用保守業務	
①委託内容	システムの運用管理、障害対応などを行う。	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	特定個人情報ファイルの全体 <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
対象となる本人の数	10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
対象となる本人の範囲 ※	堺市に住民登録しているシステムの対象となる者	
その妥当性	システムの運用保守全般を委託しているため。	
③委託先における取扱者数	10人以上50人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	○ 専用線 電子メール 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) フラッシュメモリ 紙 その他 ()	
⑤委託先名の確認方法	堺市ホームページの委託業務入札結果・随意契約結果一覧に随意契約結果として公表している。	
⑥委託先名	富士通株式会社 関西支社	
再委託	⑦再委託の有無 ※	再委託する <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	業務の一部を再委託する場合については、契約書により以下の条件を課している。 ・委託先は、個人情報取扱に係る事項について委託先同様の義務を再委託先に負わせ、再委託先に対し遵守を監督すること。 ・再委託先事業者から委託先事業者へ提出される個人情報等の保護に係る誓約書の写しを本市に提出すること。 ・再委託先従事者から再委託先事業者へ提出される秘密保持に関する誓約書の写しを本市に提出すること。 ・再委託先の業務従事者に対するセキュリティに係る教育状況についてその実施状況が確認できる書類を本市に提出すること。 また再委託の許諾については、本市に提出される再委託申請書を以下の観点から審査した上で、判断する。 -再委託先の名称、所在地、連絡先電話番号が、正確に記載されていること。 -再委託が、業務の一部分かつ専門的な作業であること。 -再委託する作業内容を具体的に明記していること。 -全部又は大部分の再委託でないこと。 -再委託する作業内容に関して、契約の履行に必要な専門的な作業の実績又は堺市若しくは他の自治体における対象業務の実績を有していること。
	⑨再委託事項	システムの保守作業、それに付随する付帯作業及び運用支援作業

委託事項2		予防接種システム改修業務
①委託内容		システムの制度改正等に伴う改修業務を行う。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの一部] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	堺市に住民登録しているシステムの対象となる者
	その妥当性	システムの改修業務全般を委託しているため。
③委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		☒ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他 ()
⑤委託先名の確認方法		堺市ホームページの委託業務入札結果・随意契約結果一覧に随意契約結果として公表している。
⑥委託先名		富士通株式会社 関西支社
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	業務の一部を再委託する場合については、契約書により以下の条件を課している。 ・委託先は、個人情報取扱に係る事項について委託先同様の義務を再委託先に負わせ、再委託先に対し遵守を監督すること。 ・再委託先事業者から委託先事業者提出される個人情報等の保護に係る誓約書の写しを本市に提出すること。 ・再委託先従事者から再委託先事業者提出される秘密保持に関する誓約書の写しを本市に提出すること。 ・再委託先の業務従事者に対するセキュリティに係る教育状況についてその実施状況が確認できる書類を本市に提出すること。 また再委託の許諾については、本市に提出される再委託申請書を以下の観点から審査した上で、判断する。 -再委託先の名称、所在地、連絡先電話番号が、正確に記載されていること。 -再委託が、業務の一部分かつ専門的な作業であること。 -再委託する作業内容を具体的に明記していること。 -全部又は大部分の再委託でないこと。 -再委託する作業内容に関して、契約の履行に必要な専門的な作業の実績又は堺市若しくは他の自治体における対象業務の実績を有していること。
	⑨再委託事項	システムパッケージ著作権に係る部分

委託事項3		統合利用番号連携サーバー、共通基盤システム等に関するシステム保守
①委託内容		統合利用番号連携サーバー、共通基盤システム等のパッケージアプリケーション保守作業、職員からの問い合わせに対する調査等を行う。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		〔 特定個人情報ファイルの一部 〕 ＜選択肢＞ 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	〔 10万人以上100万人未満 〕 ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	堺市に住民登録しているシステムの対象となる者
	その妥当性	庁内連携又は情報提供ネットワークシステムでの他機関連携実施に必要なデータを当該システムに連携するため
③委託先における取扱者数		〔 10人以上50人未満 〕 ＜選択肢＞ 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		〔 ☒ 〕専用線 〔 ☐ 〕電子メール 〔 ☐ 〕電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） 〔 ☐ 〕フラッシュメモリ 〔 ☐ 〕紙 〔 ☐ 〕その他（ ）
⑤委託先名の確認方法		委託先が決定後、公告を掲示し公表する。
⑥委託先名		富士通株式会社
再委託	⑦再委託の有無 ※	〔 再委託する 〕 ＜選択肢＞ 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	業務の一部を再委託する場合については、契約書により以下の条件を課している。 ・委託先は、個人情報取扱に係る事項について委託先同様の義務を再委託先に負わせ、再委託先に対し遵守を監督すること。 ・再委託先事業者から委託先事業者へ提出される個人情報等の保護に係る誓約書の写しを本市に提出すること。 ・再委託先従事者から再委託先事業者へ提出される秘密保持に関する誓約書の写しを本市に提出すること。 ・再委託先の業務従事者に対するセキュリティ等に関する社員教育の実績書及び計画書を本市に提出すること。 また再委託の許諾については本市に提出される再委託申請書を以下の観点から審査した上で、判断する。 ―再委託先の名称、所在地、連絡先電話番号が、正確に記載されていること。 ―再委託が、業務の一部かつ専門的な作業であること。 ―再委託する作業内容を具体的に明記していること。 ―全部又は大部分の再委託でないこと。 ―再委託する作業内容に関して、契約の履行に必要な専門的な作業の実績又は堺市若しくは他の自治体における対象業務の実績を有していること。
	⑨再委託事項	共通基盤システム保守業務及び統合利用番号連携サーバーにかかる随時作業及び運用設計作業

委託事項4		新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等
①委託内容		新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		☐ 特定個人情報ファイルの一部 <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	予防接種法等関連法令に定められる予防接種の対象者
	その妥当性	ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの適切な管理等のために取り扱う必要がある。
③委託先における取扱者数		☐ 10人以上50人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		☐ 専用線 ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ 電子メール ☐ 紙 LG-WAN回線を用いた提供(VRS本体、コンビニ交付関連機能)、本人から ☒ その他 (の電子交付アプリを用いた提供(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能))
⑤委託先名の確認方法		下記、「⑥委託者名」の項の記載より確認できる。
⑥委託先名		株式会社ミラボ
再委託	⑦再委託の有無 ※	☐ 再委託しない <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)

提供・移転の有無	[☐] 提供を行っている (1) 件 [☐] 移転を行っている (1) 件 [] 行っていない
提供先1	都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	番号法 別表第二 16の2
②提供先における用途	予防接種法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	予防接種履歴
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	定期予防接種の接種履歴がある他市町村への転出者
⑥提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	他市町村へ転出する都度
提供先2	市区町村長
①法令上の根拠	番号法 第19条第15号
②提供先における用途	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務
③提供する情報	市コード及び転入者の個人番号(本人からの同意が得られた場合のみ)
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2.基本情報 ③対象者となる本人の範囲」と同じ
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [☐] その他 (ワクチン接種記録システム(VRS))
⑦時期・頻度	本市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録の照会を行う必要性が生じた都度
移転先1	都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条
②移転先における用途	堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第2の8項に定める事務(堺市任意の高齢者の肺炎球菌予防接種に関する費用助成事務に関する事務)
③移転する情報	予防接種の実施に関する情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	高齢者の肺炎球菌定期予防接種対象者
⑥移転方法	[☐] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	申請がある都度

6. 特定個人情報の保管・消去

①保管場所 ✖

1. 保管場所の態様

堺市情報セキュリティ

- ・保管場所は堺市役所本館9階にある無窓の電算機室に設置している。
- ・電算機室内のサーバー等は、落下しないようにベルトを掛け、又はビス止めするなど転倒及び落下防止等の耐震対策を行っている。
- ・電算機室に火災報知器や消火設備等を設置するなどの防火措置を行っている。
- ・電算機室に漏水センサーを設置するなどの防水措置を行っている。
- ・電算機室から外部に通ずるドアは最小限とし、入口には監視カメラを設置している。

堺市情報セキュリティ対策基準要綱第1章 総則

- ・電算機室への入室は許可された者のみが必要な区画のみに立ち入るように制限し、ICカードによる入退室管理を行っている。

＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞

- ・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理している。
- ・特定個人情報、は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存されている。

・中間サーバー・プラットフォームはデータセンター

＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞
ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりのセキュリティ対策を講じている。

(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能)
電子交付アプリ及び同アプリの利用端末には、申請情報を記録しないこととしている。
(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付)
証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととしている。

(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付)

②保管期間	期間
	その妥当性

1) 1年未満

● 2012 年 12 月 12 日

1. 杨振宁、李政道：《论二粒子体系的宇称守恒》，《物理评论》第 80 卷，第 1 期，1950 年 11 月，第 1-6 页。

③消去方法	＜堺市における措置＞ 堺市情報セキュリティ対策基準要綱第8条(記録媒体の管理)に規定する「(5)不要となった記録媒体を廃棄する場合は、データ管理者の許可を得なければならない。この場合において、不要となった記録媒体については、当該媒体に含まれる情報をいかなる方法によっても復元することができないように消去等を行ったうえで、廃棄しなければならない。」及び「(6)重要な情報を記録した記録媒体の廃棄については、その重要度に応じて、日時、処理担当者及び処理内容を記録するなど適切な処理を行わなければならない。」に基づき、以下の対策を行っている。 ・不要となった記録媒体を廃棄する場合は、データ管理者の許可を得ている。 ・記録媒体の初期化のみに留まらず、強磁気による情報破壊又は固定値若しくは乱数を書き込むなどの措置を行い、情報を復元できないように処置した上で廃棄している。 ・廃棄を行った処理について、日時、担当者及び処理内容を記録している。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ・ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去している。 ＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ ・自機関の領域に保管されたデータのみ、ワクチン接種記録システム(VRS)を用いて 消去することができる。 ・自機関の領域に保管されたデータは、他機関から消去できない。※クラウドサービスは、IaaSを利用し、クラウドサービス事業者からはデータにアクセスできないため、消去することができない。
7. 備考	

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

住民情報	異動前支所コード	可・否	生命保険料
生年月日	削除フラグ	受診日	地震保険料
地区コード	旧現在住所	検診区分	寄付金控除
電話番号	旧住所	ロットNo	所得控除計
外国人住民となった日	旧送付先住所	メーカー	生命保険料控除（国）
外国人国籍番号	世帯主名漢字	罹患	繰越損失額
外国人氏名カナ	世帯主名漢字元	再検査	夫あり
外国人氏名漢字	世帯番号	接種医	未成年者
外国人居住地登録事由	性別	処理日	本人障害者
外国人通称名カナ	氏名カナ	種別	寡婦・夫
外国人通称名漢字	氏名漢字	事業コード	勤労学生
外国人在留終了日	氏名漢字元	住民番号	控除対象配偶者
外国人在留資格	支所コード	製造メーカー	特定扶養親族数
中学校コード	エンドフラグ	ロット番号	老人扶養親族数
小学校コード	異動ファイル区分	年度	内同居老親親族数
現住所地区コード	アルファベット世帯主名	請求日	その他扶養親族数
現住所方書	アルファベット氏名カナ	接種コード	年少扶養親族数
現住所住所	アルファベット氏名	接種日	同居特別障害者数
現住所住所コード	カタカナ表記名（備考欄）	接種区コード	特別障害者数
現住所支所コード	外国人氏名漢字	接種機関コード	その他障害者数
現住所郵便番号	在留期間	接種区分	所得税
方書	筆頭者氏名（漢字）	接種量	市民税均等割額
異動日付	異動日	支払区分	市民税所得割額
異動事由	異動届出日	支所コード	背課税区分
連携処理日	異動前住所	支払対象外	住宅取得控除（国）
連携処理時間	異動先住所	税情報	住宅取得控除（市）
異動処理日	子番	課税年度	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する情報
異動届出日	親番	更新年月日	個人番号
自宅電話番号	世帯主名漢字	徴収区分	宛名番号
住民となった日	世帯主名漢字元	公的年金等収入	自治体コード
住民区分	氏名カナ	給与収入	接種券番号
住民番号	氏名漢字	給与所得	属性情報（氏名、生年月日、性別）
住民登録区分	氏名漢字元	事業所得	接種状況（実施/未実施）
住所	送付先地区コード	不動産所得	接種回
住所コード	送付先方書	利子・配当所得	接種日
異動前住所	送付先住所	雑所得	ワクチンメーカー
異動先住所	送付先住所コード	総合譲渡所得	ロット番号
携帯電話番号	送付先支所コード	一時所得	ワクチン種類
勤務先電話番号	送付先郵便番号	総所得金額	製品名
国保送付先方書	点字希望サイン	分離（土地）	別添関係情報 （旧姓・別姓、別名、ローマ字氏名、異姓、別添番号）
国保送付先住所	郵便局コード	有証・先物所得	証明書ID
国保送付先郵便番号	郵便番号	長期譲渡所得	証明書発行年月日
旧姓	続柄	短期譲渡所得	
旧姓カナ	予防接種情報	合計所得金額	
旧姓漢字	備考	配偶者特別控除	
旧美原町サイン	ハイリスク区分	雑損控除	
異動前小学校区コード	判定	医療費控除	
異動前方書	事故	社会保険料控除	
異動前住所	回数	小企共済掛金	

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
予防接種情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	・予防接種を受付する委託医療機関において、本人確認書類（身分証明証等）の確認を実施し、対象者以外の情報を入手することはない。 ・委託医療機関から提出された予診票をシステムへ取込む際に、予診票に記載された個人コード、氏名、住所、生年月日等とマッチングを行い、適切な情報のみをシステムへ取込む。 <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> ①転入者本人からの個人番号の入手 本市の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、本人から個人番号を入手する場合は、新接種券発行申請書兼接種記録確認同意書等により本人同意を取得し、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 ②他市区町村からの個人番号の入手 本市からの転出者について、本市での接種記録を他市区町村へ提供するために、他市区町村から個人番号を入手するが、その際は、他市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した情報を、ワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。 ③転出元市区町村からの接種記録の入手 本市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するが、その際は、本市において住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。 ④新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請者からの個人番号の入手 接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のために個人番号を入手するのは、接種者から接種証明書の交付申請があった場合のみとし、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 （新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付） 交付申請には、個人番号カードのICチップ読み取り（券面事項入力補助AP）と暗証番号入力（券面事項入力補助APの暗証番号）による二要素認証を必須とすることで、対象者以外の情報の入手を防止する。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	・対象者が多数表示される一覧系の画面および帳票には個人番号は表示しない仕組みとし、不用意な閲覧が行われないようにする。 ・他システムへ情報連携するファイルについては、個人番号が含まれない形式とする。 <ワクチン接種記録システム等における追加措置> （新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付） 個人番号カードや旅券の読み取りにより必要な情報を入手し、申請者の自由入力を避けることで、交付申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	システムを利用する必要がある職員に対して、個人ごとにID・パスワードを設定することで、不適切な方法で特定個人情報の入力・更新をすることができない仕組みとなっている。 ＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ ワクチン接種記録システム(VRS)のデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。 （新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能） 当該機能では、専用アプリからのみ交付申請を可能とする。アプリの改ざん防止措置を講じることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が送信されることを避ける。 （新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付） 証明書交付センターにおいてキオスク端末の操作画面を制御し、コンビニ交付に対応する市町村に対してのみキオスク端末から交付申請を可能とすることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が送信されることを避ける。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	本人確認書類(身分証明証等)により本人確認を行う。 ＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ （新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付） 個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証で本人確認を行うため、本人からの情報のみが送信される。
個人番号の真正性確認の措置の内容	1. 本人から個人番号の提供を求める場合 番号法第16条、番号法政令第12条第1項、番号法施行規則第1条等の規定に基づき、個人番号カード、通知カードと運転免許証又は旅券等による確認のほか、番号法施行規則第3条3項(第1条第3項を準用)の規定に基づき確認する。 2. 代理人から個人番号の提供を求める場合 番号法第16条、番号法政令第12条第2項、番号法施行規則第1条等の規定に基づき、代理人の個人番号カード、通知カードと運転免許証又は旅券等による確認などの方法により行う。 3. 個人番号カード(若しくは通知カードと法令により定められた身分証明書の組み合わせ)の提示がない場合は、既に登録された宛名情報により確認を行う。
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	・入手した情報については、窓口での聞き取りや添付書類との照合等を通じて確認することで正確性を確保している。 ・職員にて収集した情報に基づいて、間違いがあれば職権で適宜修正することで正確性を確保している。 ・入力者、審査者、決裁者を分担して、複数のチェックを行っている。 ＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ （新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付） ・券面入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として自動的に入力することにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。 ・券面事項入力補助APから取得する情報(4情報・マイナンバー)に付されている署名について、VRS又は証明書交付センターシステムにおいて真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク4: 入手の際に特定個人情報情報が漏えい・紛失するリスク		
リスクに対する措置の内容	・予防接種システムは基幹系システム用の専用ネットワーク回線を利用することにより情報リスクを低減させている。 ・提出された予防票については、提出後、全件確認し、保管については、施錠された部屋へ保管している。 ＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ ・入手する特定個人情報については、情報漏えいを防止するために、暗号化された通信回線を使用する。 （新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能） 電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 （新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付） キオスク端末と証明書交付センターシステム間の通信については専用回線、証明書交付センターシステムとVRS間の通信についてはLGWAN回線を使用し、情報漏えいを防止する。 また、通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 さらに、キオスク端末の画像表示や音声案内により、マイナンバーカード及び証明書の取り忘れ防止対策を実施する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ ・入手した特定個人情報については、限定された端末を利用して国から配布されたユーザIDを使用し、ログインした場合だけアクセスできるように制御している。		

3. 特定個人情報の使用

リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク

宛名システム等における措置の内容	＜予防接種システムにおける措置＞ ・評価対象の事務に必要な情報のみを記録している。 ・予防接種システムから宛名システムにアクセスする際、予防接種情報以外の事務情報にはアクセスできないようアクセス制限を行っている。 ＜統合利用番号連携サーバーにおける措置＞ ・評価対象の事務に必要な情報のみを記録している。 ・個人番号を利用できる業務からは個人番号にアクセスすることはできない。
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	・庁内の他システムからアクセスできないよう適切なアクセス制限を講じており、目的を超えた紐付は行われないようにしている。 ・必要のない情報については保有しない。 ・各業務を行うにあたり、利用者の担当業務ごとにアクセス権限区分を設け、権限に応じて不必要な情報にはアクセスできないよう制御を行っている。 ＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ ・接種会場等では、接種券番号の読取端末(タブレット端末)からインターネット経由でワクチン接種記録システム(VRS)に接続するが、個人番号にはアクセスできないように制御している。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である

リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク		
ユーザ認証の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	1. ユーザの認証方法 堺市情報セキュリティ対策基準要綱第13条(職員の責務)第3項に規定する「(9)操作を許可された者以外に端末機若しくはサーバーの操作方法を教示し、又は端末機若しくはサーバーの操作をさせないこと。」に基づき、以下の対策を行っている。 ユーザ認証は3段階で実施している。予防接種システムを利用するときは、まずWindowsログイン認証前に生体(顔)による認証を行い、次に共通基盤システムのディレクトリサービス機能において、許可された個人ごとに付与したユーザIDとパスワードにより、個人ごとのWindowsログイン認証を行う二要素認証を実施している。次に、ログインした端末から予防接種システムを利用する際、ユーザIDとパスワードによる認証を行っている。 2. なりすましが行われなかったための対策 堺市情報セキュリティ対策基準要綱第13条(職員の責務)第4項に規定する「(1) 他人に自己の保有するIDを使用させないこと。」「(2) 自己の保有するパスワードに関し、他に知られないよう適切な管理を行うこと。」「(3) パスワードは、十分な長さのもので第三者が想像しにくいものとする。」「(4) パスワードは、定期的に変更すること。」「(5) 端末機及びサーバーにパスワードを記憶させないこと。」に基づき、以下の対策を行っている。 ・なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの利用を禁止するとともに、離席時は必ずログアウトしている。 ・パスワードは、他者に知られないように、パスワードの照会等には一切応じない、パスワードのメモを机上等に置かないなどの対策を実施している。 ・パスワードが流出したおそれがある場合には、電算管理者に速やかに報告し、パスワードを速やかに変更する。 ・端末やシステムに初めてログインする時は、パスワードの変更を促し、以降定期的にパスワードの変更を要求している。パスワードは定期的に変更し、前回使用したパスワードに変更することはできないようになっている。 ・仮のパスワードは、最初のログイン時点で強制的に変更している。 ・共通基盤システムのWindowsログイン認証において、パスワードは一定以上の長さとなることが必須となっており、自己により随時変更可能である。 ・共通基盤システムのWindowsログイン認証において、初回パスワードは、初回ログイン時に強制的に変更している。 ・共通基盤システムのWindowsログイン認証において、パスワードは強制的に一定期間ごとに変更している。 ・共通基盤システムのWindowsログイン認証において、パスワード変更時は前回使用のパスワードに変更することはできないようになっている(継続使用不可)。 ・共通基盤システムのWindowsログイン認証前に生体(顔)による認証を行うことにより、なりすましが行われないうように講じている。 <ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> 権限のない者によって不正に使用されないよう、以下の対策を講じている。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)における特定個人情報へのアクセスは、LG-WAN端末による操作に限り可能になるように制御している。 ・LG-WAN端末は、限定された者しかログインできる権限を保持しない。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)におけるログイン認証は、ユーザID・パスワードにて行う。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDは、国に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。	

アクセス権限の発効・失効の管理	行っている <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	堺市情報セキュリティ対策基準要綱第17条(アクセス制御)第1項に規定する「(1)情報システムを利用する職員等について、情報システムごとに定められた方法に従い、その登録、変更、抹消等を行うこと」に基づき、以下の対策を行っている。 1 発行管理 所属長が業務上の必要性によりユーザ登録依頼書を電算管理者へ提出し、その依頼に基づき電算管理者が登録する。 ・ユーザID、パスワードにより認証を実施している。また、担当業務の範囲に応じ、アクセスできる情報、利用可能な機能の制限を行っている。 ・ユーザID及びパスワードの取扱いについて、堺市保健衛生情報システムに関する情報セキュリティ実施手順にてルールを定めている。 <共通基盤システムにおける管理> ・共通基盤システムにおいて、所属長が情報化推進課に依頼を行い、情報化推進課にて必要なWindowsログインに係るアクセス権限を付与している。 <統合利用番号連携サーバーにおける管理> ・統合利用番号連携サーバーにおいて、以下のとおり、アクセス権限の発行管理を行っている。 ・連携機能については、データ連携開始時に情報化推進課の許可を得た上で、システム単位に必要なアクセス権限を付与している。個人単位では付与していない。 ・オンライン機能については、所属長の許可を得た上で情報化推進課に依頼を行い、情報化推進課にて必要なアクセス権限を個人単位で付与している。 2 失効管理 ・利用者抹消(異動、出向、退職等)に伴うユーザIDの取扱い等について、堺市保健衛生情報システムに関する情報セキュリティ実施手順にそのルールを定めている。 ・ユーザ権限を適切に失効させるため、定期的に人事異動情報の提供を受け、定期的にユーザIDの失効事務を行っている。また、非正規職員のユーザIDについては有効期限を設定し、期限到来により自動的に失効させている。 <共通基盤システムにおける管理> 共通基盤システムにおいて、以下のとおり、Windowsログインに係るアクセス権限の失効管理を行っている。 ・ディレクトリサービス機能において、退職職員に関しては、人事課から月次で情報提供を受けて、確実な失効を行っている。 ・異動職員に対しては、大量異動が行われる年度初めに、全てのIDのチェックを行い、不要なユーザIDの失効を行っている。 <統合利用番号連携サーバー> 統合利用番号連携サーバーにおいて、以下のとおり、アクセス権限の失効管理を行っている。 ・連携機能については、連携終了時に、情報化推進課の許可を得た上で、システムのアクセス権限を確実に失効している。 <ワクチン接種記録システム(VRS)における管理> ・ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDは、国に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。

アクセス権限の管理 具体的な管理方法	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない 堺市情報セキュリティ対策基準要綱第17条(アクセス制御)第1項に規定している「(3) 情報システムの管理に係る権限の付与は、必要最小限の者に限ることとし、厳重に管理すること。」に基づき、以下の対策を行っている。 ・利用されていないIDが放置されないよう、人事情報をもとに点検を行っている。 <共通基盤システムにおける管理> 共通基盤システムにおいて、以下のとおり、アクセス権限の管理を行っている。 ・ディレクトリサービス機能において、操作者の業務内容に応じた最低限のアクセス権限が付与されるように管理している。 ・利用していないIDが放置されないよう、システム所管課において、操作者の業務内容に応じた最低限のアクセス権限が付与されることを年次で確認している。 <統合利用番号連携サーバーにおける管理> 統合利用番号連携サーバーにおいて、以下のとおり、アクセス権限の管理を行っている。 ・連携機能については、システム単位で制限し、対象システムに該当する範囲のみに限定してアクセス権を付与している。 ・オンライン機能については、利用していないIDが放置されないよう、システム所管課において、操作者の業務内容に応じた最低限のアクセス権限が付与されることを年次で確認している。 <ワクチン接種記録システム(VRS)における管理> ・ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDは、国に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。
特定個人情報の使用の記録 具体的な方法	[記録を残している] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない 堺市情報セキュリティ対策基準要綱第16条(電子計算機及びネットワークの管理)第1項に規定する「(1) 各種アクセス記録及び情報セキュリティの確保に必要な記録を取得し、不正なアクセス等に対処できるよう一定の期間保存し、及び記録の改ざん、窃取又は不正な削除の防止のために必要な措置を講ずること。」に基づき、以下の対策を行っている。 ・予防接種システム内での特定個人情報の更新・参照・発行の記録をアクセスログとして保管する。 ・アクセス記録項目：処理日時、職員情報、部署情報、端末情報、処理事由、宛名番号、処理内容など ・アクセス記録はディスク上に保管するとともに、媒体に退避することにより、改ざん、誤消去を防止している。ディスク上のデータはあらかじめ許可された担当者以外はアクセスできないようにしている。 <共通基盤システムにおける方法> 共通基盤システムにおいて、以下のとおり、特定個人情報の使用の記録を行っている。 ・ディレクトリサービス機能において、いつ、どの端末で、誰が、ネットワークにログイン／ログアウトしたかを記録し、一定期間保存している。 ・データ連携機能により特定個人情報ファイルにアクセスしたログ(いつ、どのシステムが)を取得し、一定期間保存している。 <統合利用番号連携サーバーにおける方法> 統合利用番号連携サーバーにおいて、以下のとおり、特定個人情報の使用の記録を行っている。 ・いつ、どの端末で、誰が、ネットワークにログイン／ログアウトしたかを記録し、一定期間保存している。 ・データ連携機能によりデータ連携(特定個人情報にアクセス)したログを取得し、一定期間保存している。 ・オンライン機能により特定個人情報にアクセスしたログを取得し、一定期間保存している。 <ワクチン接種記録システム(VRS)における方法> ・システム上の操作のログを取得しており、操作ログを確認できる。
その他の措置の内容	・端末の利用にあたり、ログインユーザ以外の職員に端末を操作させない。また、他職員がログインしている状態で端末を操作しない運用を行っている。 ・自分のID・パスワードで他人が操作できないよう対策を講じている。(ID・パスワードを他人に教えない、ID・パスワードを付箋紙等に記載して貼らない、他に職員に自分のID・パスワードでログインさせない)
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク	
リスクに対する措置の内容	1. 教育・啓発 ・年1回、J-LISの「e-Learning」による情報セキュリティ研修」を実施し、本市における、個人情報の取扱い等に関する一般知識の習得及び意識レベルの向上に取り組んでいる。 ・年1回、各課で選任されている情報セキュリティ担当者を対象に、「情報セキュリティの普及・啓発に係る取組み」に必要な知識の習得を目的とした研修を実施している。 ・毎年度、新しく担当となった職員等を対象とした、情報セキュリティに関する研修を実施している。 2. 違反行為を行った職員に対する措置 堺市個人情報保護条例第6章(罰則)規定及び堺市情報セキュリティ対策基準要綱第15条(侵害時の対応)第10項に規定する「市長は、職員による不正なアクセス又はその結果により、データの漏洩、破壊若しくは改ざん又はこれらを原因とするシステムダウン等により業務に深刻な影響をもたらした場合は、当該職員を懲戒処分等の対象とするものとする。」に基づき、以下の対策を行っている。 ・違反行為を行ったものに対しては、違反行為の程度によっては地方公務員法による懲戒の対象としている。
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク	
リスクに対する措置の内容	・事務端末には特定個人情報ファイルが保存されない仕組みとなっている。 ・システムのバックアップデータ等には厳重に管理し、権限を持った者のみがアクセスできる。 ＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ 住民基本台帳システムや予防接種台帳システムから特定個人情報を抽出したCSVファイルをワクチン接種記録システム(VRS)へ登録する際には、以下のようにしている。 ・作業を行う職員及び端末を必要最小限に限定する。 ・作業に用いる電子記録媒体については、不正な複製、持ち出し等を防止するために、許可された専用の外部記録媒体を使用する。また、媒体管理簿等に使用の記録を記載する等、利用履歴を残す。 ・作業に用いる電子記録媒体の取扱いについては、承認を行い、当該承認の記録を残す。 ・電子記録媒体に格納するデータについては、暗号化やパスワード設定を行う。 ・電子記録媒体による作業を終了したら、内部のデータを確実に消去する。管理簿に消去の記録を記載する等、消去履歴を残す。
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
・端末は、ディスプレイが来庁者から見えない位置に設置している。 ・端末操作時、離席する際は必ずログアウトする。 ・特定個人情報が記載された紙媒体について、離席時には引出しに入れる等の覗き見を防止している。 ・許可のない外部記録媒体が使用できないように制限している。 ・ファイルの持ち出しについて、持出し申請者を限定するとともに、上長の承認が必要であり、また、上長の承認を得たファイルは、申請した者しか持ち出すことが出来ないように制限している。 ・いつ、誰が、どの端末で、どのデバイスに、どのファイルを持ち出し、持ち込みしたか、誰が持出し承認したかを記録するとともに、記録を取得していることを関係者に周知し、不正な持ち出しを抑止している。 ＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ ①特定個人情報を使用する場면을必要最小限に限定している。具体的には以下の3つの場面に限定している。 ・本市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会する場合のみ入手し、使用する。 ・本市からの転出者について、本市での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、個人番号を入手し、使用する。 ・接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合に、接種記録を照会するために、個人番号を入手し、使用する。 ②ワクチン接種記録システム(VRS)からCSVファイルにてダウンロードする接種記録データには、個人番号が含まれない。	

☐ 委託しない

情報保護管理体制の確認

＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞
本市、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項（規約）」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム（VRS）（新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。）に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。

- ## 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限

特定個人情報ファイルの取扱いの記録

具体的な方法

特定個人情報の提供ルール

[定めている] <選択肢>
1) 定めている 2) 定めていない

委託先から他者への
提供に関するルール
の内容及びルール遵守
の確認方法

業務の一部を再委託する場合については、契約書により以下の条件を課している。

- ・委託先は、個人情報取扱に係る事項について委託先同様の義務を再委託先に負わせ、再委託先に対し遵守を監督すること。
- ・再委託先事業者から委託先事業者に提出される個人情報等の保護に係る誓約書の写しを本市に提出すること。
- ・再委託先従事者から再委託先事業者に提出される秘密保持に関する誓約書の写しを本市に提出すること。
- ・再委託先の業務従事者に対するセキュリティに係る教育状況についてその実施状況が確認できる書類を本市に提出すること。

また再委託の許諾については、本市に提出される再委託申請書を以下の観点から審査した上で、判断する。

- 再委託先の名称、所在地、連絡先電話番号が、正確に記載されていること。
- 再委託が、業務の一部分かつ専門的な作業であること。
- 再委託する作業内容を具体的に明記していること。
- 全部又は大部分の再委託でないこと。
- 再委託する作業内容に関して、契約の履行に必要な専門的な作業の実績又は堺市若しくは他の自治体における対象業務の実績を有していること。

また、契約書で、本市が必要があると認めるときは、この業務の履行に立会い、又は報告を求めることができる」と定め、必要があれば本市職員が現地調査する。

	委託元と委託先間の提供に関するルール内容及びルール遵守の確認方法	特定個人情報の取扱いについては、堺市個人情報保護条例に則り、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう適正に取り扱うように委託契約書において特記事項として定めている。 (規定内容) ・契約終了又は解除された後においても秘密保持すること ・従事者に対して堺市個人情報保護条例で定める罰則の教示を行うこと ・個人情報の収集の制限と適正管理を行うこと ・目的外の使用と第三者への提供の禁止 ・個人情報の返還と廃棄に関すること ・複写、複製の禁止 ・事故発生時の速やかな報告 ・契約事項の違反による損害賠償の担保 また、契約書で、本市が「必要があると認めるときは、この業務の履行に立会い、又は報告を求めることができる」と定め、必要があれば本市職員が現地調査する。
特定個人情報の消去ルール		[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
	ルール内容及びルール遵守の確認方法	【ルールの内容】 契約書において、業務委託が終了した場合、委託元の指示に従い、委託元の責任と負担において個人情報を委託元に返還、破棄若しくは消去しなければならない旨を規定している。 【ルール遵守の確認方法】 委託契約の報告条項に基づき、定期的に特定個人情報の取扱いについて書面にて、破棄、消去の方法、完了日等報告させ、必要があれば本市職員が現地調査することも可能とする。
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定		[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
	規定の内容	個人情報の取扱いについては、堺市個人情報保護条例に則り、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう適正に取り扱うように委託契約書において特記事項として定めている。 (規定内容) ・契約終了又は解除された後においても秘密保持すること ・従事者に対して堺市個人情報保護条例で定める罰則の教示を行うこと ・個人情報の収集の制限と適正管理を行うこと ・目的外の使用と第三者への提供の禁止 ・複写及び複製の禁止 ・個人情報の返還と廃棄に関すること ・事故発生時の速やかな報告 ・契約事項の違反による損害賠償の担保
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保		[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
	具体的な方法	・委託先と同等のリスク対策を実施する
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない	
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク			
特定個人情報の提供・移転の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない	
具体的な方法	<共通基盤システムによる情報の移転> 移転を行う場合、移転する情報に関して、移転元と移転先において仕様を定め、所属長の許可を得た上で情報化推進課に依頼をする。仕様で定めたことのみシステム構築しており、仕様以外の情報に関しては、移転不可能である。どのシステムがどの情報に対して、いつ移転したかをネットワークの通信ログで取得しており、7年間保存している。正当な移転だけでなく、不正な移転、移転の失敗など全ての通信ログを取得している、上記記録については刑事訴訟手続上の証拠保全のため、刑事訴訟法第250条第2項第4号（長期15年未満の懲役又は、禁錮にあたる罪）の公訴時効である7年分を保存する。 <ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ワクチン接種記録システム(VRS)では、他市区町村への提供の記録を取得しており、委託業者から「情報提供等の記録」を入手し、記録の確認をすることができる。		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	<共通基盤システムによる情報の移転> ・システムの仕様を定める際に関係各課と協議を行い、法令上の根拠等を確認したうえでシステムを構築し、適切なタイミングで自動で提供する仕組みを構築している。随時で行う際も、その都度不適切な移転でないことを確認し、決裁行為を経たうえでやっている。 特定個人情報の提供・移転に係るルール（規程類）の詳細については、今後公布される政省令等の内容を踏まえて策定することを予定している。		
その他の措置の内容	・共通基盤システムにおいて、個人番号管理ファイルを扱うシステムへのアクセス権限を有する者を厳格に管理し、基本的に媒体接続は禁止しており、情報の持ち出しを制限している。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	・連携手段として情報連携の記録が逐一保存され、不適切な方法による特定個人情報の提供を防止している。 ・許可のない外部記録媒体が使用できないように制限している。 ・ファイルの持ち出しについて、持出し申請者を限定するとともに、上長の承認が必要であり、また、上長の承認を得たファイルは、申請した者しか持ち出すことが出来ないように制限している。 ・いつ、誰が、どの端末で、どのデバイスに、どのファイルを持ち出し、持ち込みしたか、誰が持出し承認したかを記録するとともに、記録を取得していることを関係者に周知し、不正な持出しを抑止している。 <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> ・他市区町村への個人番号の提供 本市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、他市区町村へ個人番号を提供するが、その際は、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した情報を、ワクチン接種記録システム(VRS)を用いて提供する。 転出先市区町村へ接種記録を提供するが、その際は、転出元市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を用いて提供する。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	

リスク3: 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク	
リスクに対する措置の内容	・共通基盤システムにおいて、連携データごとにデータ種別、通信相手ごとに持つIDとパスワードを取り決め、認証行為を行っている。 ＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ ・他市区町村への個人番号の提供、転出先市区町村への接種記録の提供 本市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、他市区町村へ個人番号を提供するが、電文を受ける市区町村で、該当者がいない場合は、個人番号は保管されず、これに対して接種記録は提供されない仕組みとなっている。
リスクへの対策は十分な	[十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
情報提供ネットワークシステム(中間サーバー)と各業務個別に連携I/Fを設けるのではなく、庁内の連携を連携サーバーに全て集約することで対策している。 ＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ ・特定個人情報の提供は、限定された端末(LG-WAN端末)だけができるように制御している。 ・特定個人情報を提供する場を必要最小限に限定している。具体的には、本市への転入者について、転出元市区町村での接種記録を入手するために、他市区町村へ個人番号を提供する場面に限定している。	

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)	
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	＜システムの運用における措置＞ ・ユーザのアクセス権限は、必要最低限の人数、参照範囲、権限としている。 ・自己のユーザID、パスワードは適切に管理し、パスワードが他者に知られることのないよう厳重に管理している。 ・離席時は必ずログアウトし、なりすましによる操作を防止している。 ・定められたルールを遵守し適切に運用を行っている。 ・情報漏えい防止などを目的とした、人的セキュリティ研修を実施している。 ・下記システムのソフトウェアにおける措置による対策を実施している。 ＜予防接種システムのソフトウェアにおける措置＞ ・予防接種システムの職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報照会などを防止する。 ＜統合利用番号連携サーバーのソフトウェアにおける措置＞ ・統合利用番号連携サーバーの職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報照会などを防止する。 ＜中間サーバーの運用における措置＞ ・中間サーバーへのユーザのアクセス権限は、必要最低限の人数、参照範囲、権限としている。 ・自己のユーザID、パスワードは適切に管理し、パスワードが他者に知られることのないよう厳重に管理している。 ・離席時は必ずログアウトし、なりすましによる操作を防止している。 ・定められたルールを順守し適切に運用を行っている。 ・堺市情報セキュリティポリシーなどに基づく研修を実施するなど、人的対策を行っている。 ・中間サーバー・ソフトウェアにおける措置による対策を実施している。 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ・情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2) 番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。(※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。		
	リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている	

リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	＜システムの運用における措置＞ ・下記各システムのソフトウェアにおける措置による対策を実施している。 ・定められた運用手順に従い、照会、入手したデータに錯誤がないよう正確性を都度確認し、適切な運用を行っている。 ＜予防接種システムのソフトウェアにおける措置＞ ・予防接種システムは、自機関向けの中間サーバーから、自機関内の統合利用番号連携サーバーのみを経由し、通信及び特定個人情報の入手を実施することで、安全性を確保している。 ＜統合利用番号連携サーバーのソフトウェアにおける措置＞ ・統合利用番号連携サーバーは、照会対象者に付番された正しい個人番号（個人番号の真正性の確認は、「Ⅲ. 2. リスク3」を参照）に基づき、団体内統合宛名番号を付番してインタフェースシステムより処理通番等を入手した上で、情報提供用個人識別符号の取得依頼するため、照会対象者の個人番号に基づき正確に情報提供用個人識別符号の紐付けが行われることから、正確な照会対象者に係る特定個人情報入手することが担保されている。 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ・中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるように設計されるため、安全性が担保されている。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用ネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 入手した特定個人情報 が不正確であるリスク		
リスクに対する措置の内容	＜予防接種システムのソフトウェアにおける措置＞ 予防接種システムは、自機関向けの中間サーバーから、自機関内の統合利用番号連携サーバーのみを経由し、通信及び特定個人情報の入手を実施することで、安全性を確保している。 ＜中間サーバーの運用における措置＞ ・中間サーバー・ソフトウェアにおける措置による対策を実施している。 ・定められた運用手順に従い、照会、入手したデータに錯誤がないよう正確性を都度確認し、適切な運用を行っている。 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ・中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報入手することが担保されている。	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク4: 入手の際に特定個人情報情報が漏えい・紛失するリスク		
リスクに対する措置の内容	<システムの運用における措置> ・ユーザのアクセス権限は、必要最低限の人数、参照範囲、権限としている。 ・自己のユーザID、パスワードは適切に管理し、パスワードが他者に知られることのないようにしている。 ・離席時は必ずログアウトし、なりすましによる操作を防止している。 ・定められたルールを遵守し適切に運用を行っている。 ・情報漏えい防止などを目的とした、人的セキュリティ研修を実施している。 <予防接種システムのソフトウェアにおける措置> 予防接種システムは、職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録を実施することにより、不適切な端末操作や情報照会などを防止する。 <統合利用番号連携サーバーのソフトウェアにおける措置> ・統合利用番号連携サーバーは、情報照会が完了又は中断した情報照会結果などについては、一定期間経過後に当該結果を自動で削除することにより、特定個人情報の漏えい、紛失を防止する。 ・統合利用番号連携サーバーは、職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録を実施することにより、不適切な端末操作や情報照会などを防止する。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏洩・紛失のリスクに対応している(※)。 ・既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 ・情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報の漏えい・紛失するリスクを軽減している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※) 中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。	
	リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク5: 不正な提供が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	<システムの運用における措置> ・ユーザのアクセス権限は、必要最低限の人数、参照範囲、権限としている。 ・自己のユーザID、パスワードは適切に管理し、パスワードが他者に知られることのないようにしている。 ・離席時は必ずログアウトし、なりすましによる操作を防止している。 ・定められたルールを遵守し適切に運用を行っている。 ・情報漏えい防止などを目的とした、人的セキュリティ研修を実施している。 <予防接種システムのソフトウェアにおける措置> ・予防接種システムは、職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録を実施することにより、不適切な端末操作や情報照会などを防止する。 <統合利用番号連携サーバーのソフトウェアにおける措置> ・統合利用番号連携サーバーは、情報照会が完了又は中断した情報照会結果などについては、一定期間経過後に当該結果を自動で削除することにより、特定個人情報の漏えい、紛失を防止する。 ・統合利用番号連携サーバーは、職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録を実施することにより、不適切な端末操作や情報照会などを防止する。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏洩・紛失のリスクに対応している(※)。 ・既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 ・情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報の漏えい・紛失するリスクを軽減している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※) 中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。	
	リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク		
リスクに対する措置の内容	<各システムの運用における措置> ・ユーザのアクセス権限は、必要最低限の人数、参照範囲、権限としている。 ・自己のユーザID、パスワードは適切に管理し、パスワードが他者に知られることのないようにしている。 ・離席時は必ずログアウトし、なりすましによる操作を防止している。 ・定められたルールを遵守し適切に運用を行っている。 ・情報漏えい防止などを目的とした、人的セキュリティ研修を実施している。 ・中間サーバー・ソフトウェアにおける措置による対策を実施している。 <予防接種システムのソフトウェアにおける措置> ・予防接種システムは自機関向けの中間サーバーに対し、自機関向け統合利用番号連携サーバーおよび共通基盤システムのみを経由し、通信および特定個人情報の提供を実施するため、不適切な方法での提供を防止している。 ・予防接種システムの職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報提供などを防止する。 <統合利用番号連携サーバーのソフトウェアにおける措置> ・統合利用番号連携サーバーは自機関向けの中間サーバーとだけ通信および特定個人情報の提供を実施するため、不適切な方法での提供を防止している。 ・統合利用番号連携サーバーの職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報提供などを防止する。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可用照合リストを管理する機能。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。	
	リスクへの対策は十分か [十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	<各システムの運用における措置> ・ユーザのアクセス権限は、必要最低限の人数、参照範囲、権限としている。 ・自己のユーザID、パスワードは適切に管理し、パスワードが他者に知られることのないようにしている。 ・離席時は必ずログアウトし、なりすましによる操作を防止している。 ・定められたルールを遵守し適切に運用を行っている。 ・情報漏えい防止などを目的とした、人的セキュリティ研修を実施している。 ・中間サーバー・ソフトウェアにおける措置による対策を実施している。 <予防接種システムのソフトウェアにおける措置> ・予防接種システムは自機関向けの中間サーバーに対し、自機関向け統合利用番号連携サーバーおよび共通基盤システムのみを経由し、通信および特定個人情報の提供を実施するため、不適切な方法での提供を防止している。 ・予防接種システムの職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報提供などを防止する。 <統合利用番号連携サーバーのソフトウェアにおける措置> ・統合利用番号連携サーバーは自機関向けの中間サーバーとだけ通信および特定個人情報の提供を実施するため、不適切な方法での提供を防止している。 ・統合利用番号連携サーバーの職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報提供などを防止する。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可用照合リストを管理する機能。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。	
	リスクへの対策は十分か [十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

＜各システムの運用における措置＞

- ・ユーザのアクセス権限は、必要最低限の人数、参照範囲、権限としている。
- ・自己のユーザID、パスワードは適切に管理し、パスワードが他者に知られることのないようにしている。
- ・離席時は必ずログアウトし、なりすましによる操作を防止している。
- ・定められたルールを順守し適切に運用を行っている。
- ・情報漏えい防止などを目的とした、人的セキュリティ研修を実施している。
- ・下記各システムソフトウェアにおける措置による対策を実施している。

＜予防接種システムのソフトウェアにおける措置＞

- ・予防接種システムの職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報照会・情報連携を防止する。
- ・予防接種システムは自機関向けの中間サーバーと接続する、自機関向け統合利用番号連携サーバー及び共通基盤システムとのみ通信および特定個人情報の入手・提供を実施するため、安全性が担保されている。

＜統合利用番号連携サーバーのソフトウェアにおける措置＞

- ・統合利用番号連携サーバーの職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報照会・情報連携を防止する。
- ・統合利用番号連携サーバーは自機関向けの中間サーバーとだけ通信及び特定個人情報の入手・提供を実施するため、安全性が担保されている。
- ・統合利用番号連携サーバーと自機関向けの中間サーバーの間は、通信を暗号化することで安全性を確保している。

＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞

- ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。
- ・情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。

＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞

- ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、安全性を確保している。
- ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。
- ・中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理（アクセス制御）しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。
- ・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化している。

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な対策の内容		<堺市における措置> 1. サーバー設置場所 堺市情報セキュリティ対策基準要綱第9条(サーバーの導入及び運用)に規定する「(4)操作の権限を有しない者に容易に操作されることがないように、サーバーに記録された情報の重要度に応じて設置場所への入室制限を行うなど適切な措置を講じなければならない。」及び第11条(管理区域)に規定する「(1)水害対策及び確実な入退室管理を行うこと。」に基づき、以下の対策を行っている。 ・サーバーを設置する電算機室から外部に通ずるドアは最小限とし、ICカードにて立入を制限の上、監視カメラを設置して入退室を監視している。 2. 端末設置場所 堺市情報セキュリティ対策基準要綱第10条(端末機及びサーバーの管理)第1項に規定する「システム利用責任者は、執務室等に職員等がいらない場合における当該執務室等の施錠等の徹底、端末機、サーバー等の固定その他情報資産の盗難防止のための措置を講じなければならない。」に基づき、以下の対策を行っている。 ・職員等は、パソコン等の端末について、第三者に使用されること、又は電算管理者の許可なく情報を閲覧されることがないように、離席時の端末のロック等、適切な措置を講じている。 ・業務終了後は、端末機等を施錠できるロッカー等へ保管し、又はセキュリティワイヤロック等を導入し、盗難を防止している。 3. 記録媒体・紙媒体の保管場所 堺市情報セキュリティ対策基準要綱第8条(記録媒体の管理)に規定する「(3) 重要な情報を記録した記録媒体については、その重要度に応じて、漏洩、滅失、損傷等の防止に備えるなど適切な対策を講じた場所に保管しなければならない。」に基づき、以下の対策を行っている。 ・情報を記録した記録媒体を保管する場合、施錠可能な場所に保管している。 ・職員等は、記録媒体や情報が印刷された文書等について、第三者に使用されること、又は電算管理者の許可なく情報を閲覧されることがないように容易に閲覧されない場所への保管等、適切な措置を講じている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避している。 <ワクチン接種記録システム(VRS)における措置> ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための 統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める物理的対策を満たしている。 主に以下の物理的対策を講じている。 ・サーバ設置場所等への入退室記録管理、施錠管理 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。

⑥技術的対策	[十分にやっている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にやっている 3) 十分に行っていない
	<堺市における措置> 【不正プログラム対策】 堺市情報セキュリティ対策基準要綱第19条(不正プログラム対策)第1項に規定する「職員等は、外部から取り入れ、又は外部へ持ち出すデータ、送受信する電子メール等については、不正プログラムチェック(当該データ等に不正プログラムが含まれているか否かを調べることをいう。)を行うなど、不正プログラムのシステムへの侵入又は外部への拡散その他不正プログラムによるシステム障害等の発生の防止に努めなければならない。」及び第19条(不正プログラム対策)第2項に規定する「電算管理者は、常時不正プログラムに関する情報収集に努め、不正プログラムチェック用の定義ファイル等は常に最新のものに保たなければならない。」に基づき、以下の対策を行っている。 ・サーバー及びパソコン等の端末に、不正プログラム対策ソフトウェアを常駐させている。 ・記録媒体を使う場合、不正プログラム等の感染を防止するために、市が管理している媒体以外を利用しない。 ・不正プログラムの感染、侵入が生じる可能性が著しく低い場合を除き、不正プログラム対策ソフトウェアを導入し、定期的に当該ソフトウェア及びパターンファイルの更新を実施し、常に最新の状態を保っている。 <共通基盤システムにおける措置> ・サーバー及びパソコン等の端末に、不正プログラム対策ソフトウェアを常駐させている。 ・不正プログラム対策ソフトウェアを導入し、定期的に当該ソフトウェア及びパターンファイルの更新を実施し、常に最新の状態を保っている。 【不正アクセス対策】 堺市情報セキュリティ対策基準要綱第17条(アクセス制御)第1項に規定する「(7) 本市の外部の組織から本市のネットワーク及び情報システムにアクセスする場合は、直接本市の内部ネットワークに接続させないこと。」に基づき、以下の対策を行っている。 ・本システムは、外部のインターネットと物理的に接続していない。 【監視】 堺市情報セキュリティ対策基準要綱第18条(ネットワーク及び情報システムの監視)第1項に規定する「電算管理者は、セキュリティに関する事案を検知するため、情報システムについて監視等を行わなければならない。」に基づき、以下の対策を行っている。 ・電算管理者はセキュリティに関する事案を検知するため、情報システムを常時監視し、障害が起きた際にも速やかに対応できるようにしている。 ・電算管理者は、職員等及び外部委託事業者が使用しているパソコン等の端末からの庁内のサーバ等に対する攻撃や外部のサイトに対する攻撃を監視している。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行っている。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行っている。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 <ワクチン接種記録システム(VRS)における措置> ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める技術的対策を満たしている。 主に以下の技術的対策を講じている。 ・論理的に区分された本市の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・当該システムへの不正アクセスの防止のため、外部からの侵入検知・通知機能を備えている。 ・LG-WAN端末とワクチン接種記録システムとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) ・電子交付アプリには、申請情報を記録しないこととしている。 ・電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) ・証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととしている。 ・キオスク端末と証明書交付センターシステム間の通信については専用回線、証明書交付センターシステムとVRS間の通信についてはLGWAN回線を使用し、情報漏えいを防止する。

⑦バックアップ	[十分にやっている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分にやっている 3) 十分にやっていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[十分にやっている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分にやっている 3) 十分にやっていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生あり]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	受託業者が、長屋建て住宅の所有者を対象とした調査を行った、アンケート調査票に所有者本人以外の氏名を誤って印字した調査票を誤送付(1,461件の個人情報が見逃)	
再発防止策の内容	・受託業者に対し、個人情報を取り扱う場合のマニュアルやチェックリストと、十分な確認が必要な作業の場合、市からの指示に基づく手順書を作成させることにより、個人情報の適正管理、適正な事務処理について、指導と確認を徹底した。 ・市として、再びこのような事案が発生しないよう、個人情報保護の重要性を再認識し、個人情報を取り扱う作業の場合、受託業者に対し、書面により詳細な作業手順や注意点を明確に指示し、漏洩や手順の誤りがないことの確認を徹底した。	
⑩死者の個人番号	[保管している]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
具体的な保管方法	・死者の特定個人情報は、生存する個人の特定個人情報と分けて管理しないため、「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」において示す、生存する個人の特定個人情報ファイルと同様の管理を行う。	
その他の措置の内容	関係規定の整備 メール送信によるインシデント発生を防ぐため、個人情報を含む重要な情報を送信する際のメール使用の是非を慎重に判断するよう関係規定(堺市情報セキュリティポリシー)を改正した。	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク		
リスクに対する措置の内容	・個人番号を含め宛名情報については、住民基本台帳システムより随時異動データを連携することにより、最新化する、また住民記録システムとの整合処理を定期的実施する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク		
消去手順	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	・磁気ディスクの廃棄時は、要領・手順書等に基づき、内容の消去、破壊等を行うとともに、磁気ディスク管理簿にその記録を残す。また、専用ソフトによるフォーマット、物理的粉碎等を行うことにより、内容を読み出すことができないようにする。 ・紙帳票については、要領・手順書等に基づき、帳票管理簿等を作成し、受渡し、保管及び廃棄の運用が適切になされていることを適時確認する。廃棄時には、要領・手順書等に基づき、裁断、溶解等を行う。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

IV その他のリスク対策 ※

1. 監査		
①自己点検		[十分にやっている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にやっている 3) 十分にやっていない
	具体的なチェック方法	<堺市における措置> ・J-LISの自己点検シートを参考に、堺市の実情に合わせた自己点検シートを作成し、年1回、職員による自己点検を実施している。また、評価書の記載したとおりに運用がなされているかも確認している。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。 <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> ・デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な監督をする。
②監査		[十分にやっている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にやっている 3) 十分にやっていない
	具体的な内容	<堺市における措置> 堺市情報セキュリティ対策基準要綱第24条(監査)第1項に規定する「情報セキュリティ監査統括責任者は、十分な専門的知識を有する者をして情報セキュリティについての監査を定期的にさせなければならない。」に基づき、以下の対応を行っている。 ・定期的に、外部の第三者または評価実施機関内による監査を実施している。 ・監査事項は以下のとおり。 -組織のセキュリティ -人的セキュリティ -物理的及び環境的セキュリティ -通信及び運用管理 -アクセス制御 -システムの開発及び保守 ・監査の実施体制は以下のとおり。 -監査責任者 1名 -監査人 2名 ・監査結果を踏まえて、当該事項への対処及び実施手順の見直し等に活用している。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。 <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な監督をする。

2. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分にを行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<堺市における措置> 1. 教育・啓発 ・年1回、J-LISの「e-Learning」による情報セキュリティ研修を実施し、本市における、個人情報の取扱い等に関する一般知識の習得及び意識レベルの向上に取り組んでいる。 ・年1回、各課で選任されている情報セキュリティ担当者を対象に、「情報セキュリティの普及・啓発に係る取組み」に必要な知識の習得を目的とした研修を実施している。 ・毎年度、新任管理職及び新規採用の職員等を対象とした、情報セキュリティに関する研修を実施している。 2. 違反行為を行った職員に対する措置 堺市個人情報保護条例第6章(罰則)規定及び堺市情報セキュリティ対策基準要綱第15条(侵害時の対応)第10項に規定する「市長は、職員による不正なアクセス又はその結果により、データの漏洩、破壊若しくは改ざん又はこれらを原因とするシステムダウン等により業務に深刻な影響をもたらした場合は、当該職員を懲戒処分等の対象とするものとする。」に基づき、以下の対策を行っている。 ・違反行為を行ったものに対しては、違反行為の程度によっては地方公務員法による懲戒の対象としている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ・中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。 <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な指導をする。	
3. その他のリスク対策		
<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現している。 <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> ・デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第7条(情報到達の責任分界点)、第8条(通信経路の責任分界点)、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に当該システムを利用し、万が一、障害や情報漏えいが生じた場合、適切な対応をとることができる体制を構築する。		

V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	堺市市長公室広報戦略部市政情報課 〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号 072-228-7439
②請求方法	指定様式による書面の提出により開示・訂正・削除・中止請求を受付ける。
特記事項	
③手数料等	[無料] <選択肢> 1) 有料 2) 無料 (手数料額、納付方法:)
④個人情報ファイル簿の公表	[行っていない] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	
公表場所	
⑤法令による特別の手続	特になし
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	特になし
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	堺市役所 健康福祉局保健所感染症対策課 〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号 電話番号:072-222-9933
②対応方法	問い合わせ受付時に受付表を起票し、対応について記録を残す。

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	
②実施日・期間	
③期間を短縮する特段の理由	
④主な意見の内容	
⑤評価書への反映	
3. 第三者点検	
①実施日	
②方法	
③結果	
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月1日	I 基本情報 7. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	竹内 靖人	感染症対策課長	事後	様式変更による所要の変更
平成31年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元	市民税管理課	税務運営課	事後	課名変更による所要の変更
平成31年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 委託事項1 ③委託先における取扱者数	10人未満	10人以上50人未満	事後	
平成31年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 委託事項2 ③委託先における取扱者数	10人未満	10人以上50人未満	事後	
平成31年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 委託事項3 ③委託先における取扱者数	10人未満	10人以上50人未満	事後	
平成31年4月1日	III 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏洩・減失・毀損リスク ⑨ 過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか その内容	元本市職員が、無断で持ち帰っていた選挙データや業務ファイル等を個人で契約していた民間レンタルサーバーの公開されている部分に保存した。このことにより、平成27年4月から6月までの間、インターネット上で閲覧可能な状態となり、約68万人分の有権者データなどの個人情報流出させたもの。	平成29年4月10日(月)から運用を開始した電子メールの誤送信防止システムにおいて、「BC C」に記入されたメールアドレスを誤って「TO」に自動的に変換するよう設定していた。 そのため、4通の電子メールが本来「BCC」に記入して送信されること、「TO」に変換され、受信者にすべてのメールアドレスが表示される形で送信された。結果、219件のメールアドレスを流出させたもの。	事後	
平成31年4月1日	III 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏洩・減失・毀損リスク ⑨ 過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか 再発防止策の内容	本事案の発生を受けて、かかる事案が再び起こることのないよう、「データの外部持出し制限の強化」「情報セキュリティ等のチェック体制の強化」「事故発生時の対応強化」を柱に、ハード・ソフトの両面から再発防止の取組みを行っていく。 (1) データの外部持出し制限の強化 ア 外部記録媒体(USBメモリ等)の接続制限の拡充 一部の業務システムで既に実施している外部記録媒体の接続制限を、他の業務システムにも拡充し、承認を受けていない外部記録媒体の接続ができないようにする。 イ データの外部持出し承認の厳格化 承認を受けた外部記録媒体であっても、データの外部保存を行う場合は、システム上での本人の認証に加え、所属長による承認を必要とすることとし、承認がなければ外部記録媒体へのデータ記録ができないようにする。	システムに求めている要件、システム設定内容及びテスト結果の確認を徹底する。	事後	
令和4年1月31日		ウ データの外部持出し操作記録(ログ)取得の拡充 一部の業務システムで既に実施しているデータの外部持出しの操作記録(ログ)の取得を、他の業務システムにも拡充し、データの外部持出しを行った場合、詳細な記録が残るようにする。 エ 電子メールの誤送信を防ぐ措置の実施 電子メールの誤送信による個人情報の流出を防止するため、電子メールの送信時に一定の待機時間を設定する。また、添付ファイルを外部に送信する際の所属長による承認機能やメールのあて名を「TO」や「CC」から「BCC」へと強制的に変換する機能等を導入する。 オ データのシステム外への持出し時のデータの暗号化 住民情報系システムの端末から、データを外部に持ち出す場合には、強制的にパスワードを付与し、データを暗号化する仕組みを導入する。			

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年1月31日		(2) 情報セキュリティ等のチェック体制の強化 ア 副市長をトップとする指揮命令体制の構築 個人情報保護と情報セキュリティについて、それぞれを統括する副市長を最高責任者とする指揮命令体制を構築し、セキュリティ体制・方策などについて検証する。 イ 個人情報取扱事務の届出手続きの変更 職務上、個人情報を取り扱う部署の所属長（個人情報保護管理者）に対して、現在、個人情報の取扱いを開始する場合や変更する場合に届出を求めているが、これに加え、毎年度当初及び必要に応じて、個人情報の取扱状況と保護体制の確認、報告を求めるものとする。 ウ 情報セキュリティに関する外部監査の実施 職務上、個人情報を取り扱う部署を中心に、適切な情報セキュリティが取られているかどうかを第三者により監査する「情報セキュリティ外部監査」を実施する。（平成15年度から継続して実施中）			
令和4年1月31日		(3) 事故発生時の対応の強化 ア 副市長をトップとする指揮命令体制の構築 ≪再掲≫ 個人情報保護と情報セキュリティについて、それぞれを統括する副市長を最高責任者とする指揮命令体制を構築し、万が一の事故発生時に適切な事故対応が的確に取れるようにする。 イ 関係部局による事故対策会議の設置 (2)アでの確な判断が下せるよう、個人情報保護、情報セキュリティ、職員の服務管理等の所管部局からなる「個人情報流出等事故対策会議」を設置し、万が一の事故発生時に速やかに情報を収集、共有、報告できるようにする。			
令和4年1月31日		ウ 外部有識者からの意見聴取（情報セキュリティアドバイザーの選任） (2)アでの確な判断が下せるよう、個人情報保護と情報セキュリティに関する有識者（弁護士、大学教授等）を「情報セキュリティアドバイザー」に選任し、万が一の事故発生時に専門的知見からの意見を聴取する。 エ 迅速なレスポンスチームの編成 インシデント発生時には、瞬時に必要なレスポンスが取れるよう、少人数の初動体制（レスポンスチーム）を編成する。また、演習や訓練を実施し、有事の際の実効性を高める。 (4) 職員の意識向上 ア 職員一人ひとりが、情報セキュリティ対策の必要性和内容を十分に理解し、個人情報の適正な管理を行うことを目的として、全職員を対象に、個人情報保護と情報セキュリティに関する研修を実施し、研修の内容の理解度を図るテストを実施する。 イ 職員に対し情報セキュリティに関する日常の啓発を強化する。			
令和4年1月31日		(5) その他 ア 二要素認証の導入 住民情報系端末システムにおいて、なりすまし利用を防止する為、Windowsへのログイン時に、従来のIDとパスワードによる認証に加え、生体等による認証を導入する。 イ 業務アプリ等の管理 エクセルやアクセスを使った職員の自作システム（業務アプリ）の運用においては、ガイドライン等を定めて要件定義と基本設計を適切に行うとともにデータの適正管理を徹底する。			

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年1月31日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏洩・滅失・毀損リスク その他の措置の内容	「データの外部持出し制限の強化」と「情報セキュリティ等のチェック体制の強化」を主な内容として、関係規定(堺市個人情報の適正管理に関する要綱、堺市情報セキュリティポリシー)を改正する。	関係規定の整備 メール送信によるインシデント発生を防ぐため、個人情報を含む重要な情報を送信する際のメール使用の是非を慎重に判断するよう関係規定(堺市情報セキュリティポリシー)を改正した。	事後	
令和4年1月31日	Ⅵ 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日		令和3年3月11日	事後	
令和4年1月31日	Ⅰ 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	感染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するために、公衆衛生の見地から、市内に居住する者に対し、期日又は期間を指定して予防接種の実施その他必要な措置を講ずることにより、市民の健康の保持に寄与するとともに、予防接種による健康被害の迅速な救済を図る。 以下略 ①各種予防接種の案内 定期の予防接種対象児を抽出するために必要な住民基本台帳情報を入手し、予防接種の種類、接種場所及び期日又は期間を案内する。また、マイナポータル(情報提供等記録開示システム並びにサービス検索・電子申請機能及び公金決済サービス機能を有するシステム全体の総称)を利用した接種の案内を行う。 以下略	感染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するために、公衆衛生の見地から、市内に居住する者に対し、期日又は期間を指定して予防接種(定期の予防接種及び新型インフルエンザ等の予防接種を指す。以下「予防接種」という。)の実施その他必要な措置を講ずることにより、市民の健康の保持に寄与するとともに、予防接種による健康被害の迅速な救済を図る。 以下略 ①各種予防接種の案内 予防接種対象者を抽出するために必要な住民基本台帳情報を入手し、予防接種の種類、接種場所及び期日又は期間を案内する。また、マイナポータル(情報提供等記録開示システム並びにサービス検索・電子申請機能及び公金決済サービス機能を有するシステム全体の総称)を利用した接種の案内を行う。 以下略		
令和4年1月31日	Ⅰ 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム ②システムの機能	予防接種システムにおける特定個人ファイルを取り扱う事務機能は以下の機能から構成されている。 1. 接種事前準備 ・ 定期予防接種対象者リストの抽出及び作成 2. 接種結果の登録 ・ 接種結果の登録・保管 3. 未接種者リストの抽出及び作成 4. 集計・統計機能 ・ 予防接種の種類別等の集計、国等への統計報告リストの抽出及び作成	予防接種システムにおける特定個人ファイルを取り扱う事務機能は以下の機能から構成されている。 1. 接種事前準備 ・ 予防接種対象者リストの抽出及び作成 2. 接種結果の登録 ・ 接種結果の登録・保管 3. 未接種者リストの抽出及び作成 4. 集計・統計機能 ・ 予防接種の種類別等の集計、国等への統計報告リストの抽出及び作成		
令和4年1月31日	Ⅰ 基本情報 5. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の10の項 及び 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条	番号法第9条第1項 別表第一の10、93の2の項 及び 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条、第67条の2		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年1月31日	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1. 情報提供の根拠 別表第二16の2の項 及び 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2 2. 情報照会の根拠 別表第二16の2、17、18、19の項 及び 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2	1. 情報提供の根拠 別表第二16の2、115の2の項 及び 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2、第59条の2 2. 情報照会の根拠 別表第二16の2、17、18、19、115の2の項 及び 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2、第59条の2		
令和4年1月31日	(別添1)事務の内容	ア・・・定期の予防接種対象児を抽出するために必要な「住民情報」を取得	ア・・・予防接種対象者を抽出するために必要な「住民情報」を取得		
令和4年1月31日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	①各種予防接種の案内 予防接種対象者を抽出するために必要な住民基本台帳情報を入手し、予防接種の種類、接種場所及び期日又は期間を案内する。また、マイナポータル(情報提供等記録開示システム並びにサービス検索・電子申請機能及び公金決済サービス機能を有するシステム全体の総称)を利用した接種の案内を行う。 以下略	①各種予防接種の案内 予防接種対象者を抽出するために必要な住民基本台帳情報を入手し、予防接種の種類、接種場所及び期日又は期間を案内する。また、マイナポータル(情報提供等記録開示システム並びにサービス検索・電子申請機能及び公金決済サービス機能を有するシステム全体の総称)を利用した接種の案内を行う。 以下略 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	事後	
令和4年1月31日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム ①システムの名称	システム6追加	ワクチン接種記録システム(VRS)	事後	
令和4年1月31日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム ②システムの機能	システム6追加	・ワクチン接種記録システム(VRS)への接種対象者・接種券発行登録 ・接種記録の管理 ・転出/死亡時等のフラグ設定 ・他市区町村への接種記録の照会・提供 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る接種記録の照会	事後	
令和4年1月31日	I 基本情報 5. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の10、93の2の項 及び 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条、第67条の2	番号法第9条第1項 別表第一の10、93の2の項 及び 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条、第67条の2 番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システム(VRS)を用いた情報提供・照会のみ) 及び 番号法第19条第5号(委託先への提供)	事後	
令和4年1月31日	(別添1)事務の内容		キ・・・特定個人情報ファイルの登録(個人番号、宛名番号、自治体コード、接種券番号、属性情報、氏名、生年月日、性別) 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う際には、接種記録を照会し、旅券関係情報を入力、印刷する。 ⑥・・・接種券上のOCRラインを読み込み・送信 ⑦・・・他市区町村からの照会に応じて接種記録を提供	事後	
令和4年1月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法		その他(ワクチン接種記録システム(VRS))	事後	
令和4年1月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ③入手の時期・頻度		〈新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務〉 (入手元)本人又は他市区町村 (入手頻度)転入時に転出元市区町村への接種記録の照会が必要になる都度(転入者本人から個人番号の提供の同意が得られた場合のみ)、転出先市区町村から接種記録の照会を受ける都度、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、接種者から交付申請があった場合であって接種記録の照会が必要になる都度 (入手方法)ワクチン接種記録システム(VRS)	事後	
令和4年1月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④入手に係る妥当性		・新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務については、本市への転入者は、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、転入者本人から個人番号の提供の同意が得られた場合のみ入手する。(番号法第19条第15号)また、本市からの転出者について、転出先市区町村へ本市での接種記録を提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手する。(番号法第19条第15号)新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、接種者から交付申請があった場合のみ入手する。	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年1月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示		・本市への転入者について接種者からの同意を得て入手する。 ・接種者からの接種証明書の交付申請に合わせて本人から入手する。	事後	
令和4年1月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法		5.新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・本市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。 ・本市からの転出者について、転出先市区町村へ本市での接種記録を提供するために特定個人情報を使用する。 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付の際、接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。	事後	
令和4年1月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法 情報の突合		・本市からの転出者について、本市での接種記録を転出先市区町村に提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手し、本市の接種記録と突合する。(転出先市区町村にて、本人から個人番号の提供に関して同意が得られた場合のみ当処理を行う。)	事後	
令和4年1月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4		ワクチン接種記録システム (VRS)	事後	
令和4年1月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ①委託内容		新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム (VRS)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	事後	
令和4年1月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		特定個人情報ファイルの一部	事後	
令和4年1月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の数		10万人以上100万人未満	事後	
令和4年1月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の範囲		予防接種法等関連法令に定められる予防接種の対象者	事後	
令和4年1月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性		ワクチン接種記録システム (VRS)を用いた特定個人情報ファイルの適切な管理等のために取り扱う必要がある。	事後	
令和4年1月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ③委託先における取扱者数		10人以上50人未満	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年1月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		その他(LG-WAN回線を用いた提供)	事後	
令和4年1月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ⑤委託先名の確認方法		下記、「⑥委託者名」の項の記載より確認できる。	事後	
令和4年1月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ⑥委託先名		株式会社ミラボ	事後	
令和4年1月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 再委託 ⑦再委託の有無		再委託しない	事後	
令和4年1月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先2		市区町村長	事後	
令和4年1月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) ①法令上の根拠		番号法 第19条第15号	事後	
令和4年1月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) ②提供先における用途		新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務	事後	
令和4年1月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) ③提供する情報		市コード及び転入者の個人番号(本人からの同意が得られた場合のみ)	事後	
令和4年1月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) ④提供する情報の対象となる本人の範囲		10万人以上100万人未満	事後	
令和4年1月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲		「2.基本情報 ③対象者となる本人の範囲」と同じ	事後	
令和4年1月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) ⑥提供方法		その他(ワクチン接種記録システム(VRS))	事後	
令和4年1月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) ⑦時期・頻度		本市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録の照会を行う必要性が生じた都度	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年1月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定補人情報の保管・消去 ①保管場所 ※		<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりのセキュリティ対策を講じている。 ・論理的に区分された本市の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。	事後	
令和4年1月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定補人情報の保管・消去 ③消去方法		<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ・自機関の領域に保管されたデータのみ、ワクチン接種記録システム(VRS)を用いて 消去することができる。 ・自機関の領域に保管されたデータは、他機関から消去できない。※クラウドサービスは、IaaSを利用し、クラウドサービス事業者からはデータにアクセスできないため、消去することができない。	事後	
令和4年1月31日	(別添2)特定個人情報ファイル記録項目		<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する情報> ・個人番号 ・宛名番号 ・自治体コード ・接種券番号 ・属性情報(氏名、生年月日、性別) ・接種状況(実施/未実施) ・接種回(1回目/2回目) ・接種日 ・ワクチンメーカー ・ロット番号 ・ワクチン種類※ ・製品名※ ・旅券関係情報 (旧姓・別姓・別名、ローマ字氏名、国籍、旅券番号)※ ・証明書ID※ ・証明書発行年月日※ ※新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に必要な場合のみ	事後	
令和4年1月31日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手 リスク1: 目的外の入手が行われるリスク 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容		<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> ①転入者本人からの個人番号の入手 本市の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、個人番号を入手する際は、新接種券発行申請書兼接種記録確認同意書等により本人同意を取得し、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 ②転出先市区町村からの個人番号の入手 本市からの転出者について、本市での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手するが、その際は、転出先市区町村において、本人同意及び本人確認が行われた情報だけをワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。 ③新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請者からの個人番号の入手 接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のために個人番号を入手するのは、接種者から接種証明書の交付申請があった場合のみとし、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。	事後	
令和4年1月31日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手 リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容		<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ワクチン接種記録システム(VRS)のデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。	事後	
令和4年1月31日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手 リスク4: 入手の際に特定個人情報が入混じり・紛失するリスク リスクに対する措置の内容		<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> 入手する特定個人情報については、情報漏えいを防止するために、暗号化された通信回線を使用する。	事後	
令和4年1月31日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ・入手した特定個人情報については、限定された端末を利用して国から配布されたユーザIDを使用し、ログインした場合だけアクセスできるように制御している。	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年1月31日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク 事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容		＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ ・接種会場等では、接種券番号の読取端末(タブレット端末)からインターネット経由でワクチン接種記録システム(VRS)に接続するが、個人番号にはアクセスできないように制御している。	事後	
令和4年1月31日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク ユーザ認証の管理 具体的な管理方法		＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ 権限のない者によって不正に使用されないよう、以下の対策を講じている。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)における特定個人情報へのアクセスは、LG-WAN端末による操作に限り可能になるように制御している。 ・LG-WAN端末は、限定された者しかログインできる権限を保持しない。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)におけるログイン認証は、ユーザID・パスワードにて行う。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDは、国に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。	事後	
令和4年1月31日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク アクセス権限の発効・失効の管理 具体的な管理方法		＜ワクチン接種記録システム(VRS)における管理＞ ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDは、国に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。	事後	
令和4年1月31日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク アクセス権限の管理 具体的な管理方法		＜ワクチン接種記録システム(VRS)における管理＞ ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDは、国に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。	事後	
令和4年1月31日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク 特定個人情報の使用の記録 具体的な方法		＜ワクチン接種記録システム(VRS)における方法＞ システム上の操作のログを取得しており、操作ログを確認できる。	事後	
令和4年1月31日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク リスクに対する措置の内容		＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ 住民基本台帳システムや予防接種台帳システムから特定個人情報を抽出したCSVファイルをワクチン接種記録システム(VRS)へ登録する際には、以下のようにしている。 ・作業を行う職員及び端末を必要最小限に限定する。 ・作業に用いる電子記録媒体については、不正な複製、持ち出し等を防止するために、許可された専用の外部記録媒体を使用する。また、媒体管理簿等に使用の記録を記載する等、利用履歴を残す。 ・作業に用いる電子記録媒体の取扱いについては、承認を行い、当該承認の記録を残す。 ・電子記録媒体に格納するデータについては、暗号化やパスワード設定を行う。 ・電子記録媒体による作業を終了したら、内部のデータを確実に消去する。管理簿に消去の記録を記載する等、消去履歴を残す。	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年1月31日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> ①特定個人情報を使用する場を必要最小限に限定している。具体的には以下の3つの場面に限定している。 ・本市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、転入者本人から個人番号の提供の同意が得られた場合のみ入手し、使用する。 ・本市からの転出者について、本市での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、個人番号を入手し、使用する。 ・接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合に、接種記録を照会するために、個人番号を入手し、使用する。 ②ワクチン接種記録システム(VRS)からCSVファイルにてダウンロードする接種記録データには、個人番号が含まれない。	事後	
令和4年1月31日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 情報保護管理体制の確認		<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における確認> 本市、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。 ・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・特定個人情報の提供ルール/消去ルール ・委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 ・再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	事後	
令和4年1月31日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク1: 不正な提供移転が行われるリスク 特定個人情報の提供・移転の記録 具体的な方法		<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ワクチン接種記録システム(VRS)では、他市区町村への提供の記録を取得しており、委託業者から「情報提供等の記録」を入手し、記録の確認をすることができる。	事後	
令和4年1月31日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク2: 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク リスクに対する措置の内容		<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> ・転出元市区町村への個人番号の提供 本市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、転出元市区町村へ個人番号を提供するが、その際は、本人同意及び本人確認が行われた情報だけをワクチン接種記録システム(VRS)を用いて提供する。		
令和4年1月31日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク3: 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク リスクに対する措置の内容		<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ・転出元市区町村への個人番号の提供 本市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、転出元市区町村へ個人番号を提供するが、その際は、個人番号と共に転出元の市区町村コードを送信する。そのため、仮に誤った市区町村コードを個人番号と共に送信したとしても、電文を受ける市区町村では、該当者がいないため、誤った市区町村に対して個人番号が提供されない仕組みとなっている。	事後	
令和4年1月31日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ・特定個人情報の提供は、限定された端末(LG-WAN端末)だけができるように制御している。 ・特定個人情報を提供する場を必要最小限に限定している。具体的には、本市への転入者について、転出元市区町村での接種記録を入手するために、転出元市区町村へ個人番号と共に転出元の市区町村コードを提供する場面に限定している。	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年1月31日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑤物理的対策 具体的な対策の内容		＜ワクチン接種記録システム(VRS)における措置＞ ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める物理的対策を満たしている。 主に以下の物理的対策を講じている。 ・サーバ設置場所等への入退室記録管理、施錠管理・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。		
令和4年1月31日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑥具体的な対策の内容		＜ワクチン接種記録システム(VRS)における措置＞ ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める技術的対策を満たしている。 主に以下の技術的対策を講じている。 ・論理的に区分された本市の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・当該システムへの不正アクセスの防止のため、外部からの侵入検知・通知機能を備えている。 ・LG-WAN端末とワクチン接種記録システムとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。		
令和4年1月31日	Ⅳ その他のリスク対策 1. 監査 ①自己点検 具体的なチェック方法		＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ 内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な監督をする。		
令和4年1月31日	Ⅳ その他のリスク対策 1. 監査 ②監査 具体的な内容		＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ 内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な監督をする。		
令和4年1月31日	Ⅳ その他のリスク対策 2. 従業者に対する教育・啓発 具体的な方法		＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ 内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な指導をする。		
令和4年1月31日	Ⅳ その他のリスク対策 3. その他のリスク対策		＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ 内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第7条(情報到達の責任分界点)、第8条(通信経路の責任分界点)、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に当該システムを利用し、万が一、障害や情報漏えいが生じた場合、適切な対応をとることができる体制を構築する。		
令和4年1月31日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策 ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか その内容	平成29年4月10日(月)から運用を開始した電子メールの誤送信防止システムにおいて、「BCC」に記入されたメールアドレスを誤って「TO」に自動的に変換するよう設定していた。そのため、4通の電子メールが本来「BCC」に記入して送信されるところ、「TO」に変換され、受信者にすべてのメールアドレスが表示される形で送信された。結果、219件のメールアドレスを流出させたもの。	受託業者が、長屋建て住宅の所有者を対象とした調査を行った。アンケート調査票に所有者本人以外の氏名を誤って印字した調査票を誤送付(1,461件の個人情報)が漏洩)	事後	
令和4年1月31日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策 ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか 再発防止策の内容	システムに求めている要件、システム設定内容及びテスト結果の確認を徹底する。	・受託業者に対し、個人情報を取り扱う場合のマニュアルやチェックリストと、十分な確認が必要な作業の場合、市からの指示に基づく手順書を作成させることにより、個人情報の適正管理、適正な事務処理について、指導と確認を徹底した。 ・市として、再びこのような事案が発生しないよう、個人情報保護の重要性を再認識し、個人情報を取り扱う作業の場合、受託業者に対し、書面により詳細な作業手順や注意点を明確に指示し、漏洩や手順の誤りがないことの確認を徹	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム ②システム6の機能	・ワクチン接種記録システム(VRS)への接種対象者・接種券発行登録 ・接種記録の管理 ・転出/死亡時等のフラグ設定 ・他市区町村への接種記録の照会・提供 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る接種記録の照会	・ワクチン接種記録システム(VRS)への接種対象者・接種券発行登録 ・接種記録の管理 ・転出/死亡時等のフラグ設定 ・他市区町村への接種記録の照会・提供 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る接種記録の照会 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子申請受付・電子交付の実施 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のコンビニ交付の実施	事後	
	I 基本情報 5. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の10、93の2の項及び 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条、第67条の2 番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システム(VRS)を用いた情報提供・照会のみ) 及び 番号法第19条第5号(委託先への提供)	番号法第9条第1項 別表第一の10、93の2の項及び 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条、第67条の2 番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システム(VRS)を用いた情報提供・照会のみ) 及び 番号法第19条第6号(委託先への提供)	事後	
	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	その他(ワクチン接種記録システム(VRS))	その他(ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)、コンビニエンスストア等のキオスク端末及び証明書交付センターシステム)	事後	
	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ③入手の時期・頻度	〈新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務〉 (入手元)本人又は他市区町村 (入手頻度)転入時に転出元市区町村への接種記録の照会が必要になる都度(転入者本人から個人番号の提供の同意が得られた場合のみ)、転出先市区町村から接種記録の照会を受ける都度、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、接種者から交付申請があった場合であって接種記録の照会が必要になる都度 (入手方法)ワクチン接種記録システム(VRS)	〈新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務〉 (入手元)本人又は他市区町村 (入手頻度)転入時に転出元市区町村への接種記録の照会が必要になる都度、他市区町村から接種記録の照会を受ける都度、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、接種者から交付申請があった場合であって接種記録の照会が必要になる都度 (入手方法)ワクチン接種記録システム(VRS)	事後	
	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④入手に係る妥当性	・新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務については、本市への転入者は、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、転入者本人から個人番号の提供の同意が得られた場合のみ入手する。(番号法第19条第15号) また、本市からの転出者について、転出先市区町村へ本市での接種記録を提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手する。(番号法第19条第15号)新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、接種者から交付申請があった場合のみ入手する。	・新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務については、本市への転入者は、転出元市区町村へ接種記録を照会を受ける場合のみ入手する。(番号法第19条第16号) ・本市からの転出者について、転出先市区町村へ本市での接種記録を提供するために、他市区町村から個人番号を入手する。(番号法第19条第16号)新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、接種者から交付申請があった場合のみ入手する。	事後	
	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示	・本市への転入者について接種者からの同意を得て入手する。 ・接種者からの接種証明書の交付申請に合わせて本人から入手する。	・本市への転入者について接種者からの同意を得て入手する。 ・接種者からの接種証明書の交付申請に合わせて本人から入手する。 ・電子交付アプリにより予防接種証明書の電子申請を受付ける場合及びコンビニエンスストア等のキオスク端末から予防接種証明書の申請を受け付ける場合においては、利用規約を表示し、同意を得てから入手する。	事後	
	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法	5.新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・本市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。 ・本市からの転出者について、転出先市区町村へ本市での接種記録を提供するために特定個人情報を使用する。 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付の際、接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。	5.新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・本市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するとともに、接種券の発行のために特定個人情報を使用する。 ・本市からの転出者について、転出先市区町村へ本市での接種記録を提供するために特定個人情報を使用する。 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付の際、接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。	事後	
	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法 情報の突合	・本市からの転出者について、本市での接種記録を転出先市区町村に提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手し、本市の接種記録と突合する。(転出先市区町村にて、本人から個人番号の提供に関して同意が得られた場合のみ当該処理を行う。)	・本市からの転出者について、本市での接種記録を転出先市区町村に提供するために、他市区町村から個人番号を入手し、本市の接種記録と突合する。	事後	
	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4	ワクチン接種記録システム(VRS)	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ①委託内容	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	事後	
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性	ワクチン接種記録システム(VRS)を用いた特定個人情報ファイルの適切な管理等のために取り扱う必要がある。	ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの適切な管理等のために取り扱う必要がある。	事後	
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	その他(LG-WAN回線を用いた提供)	その他(LG-WAN回線を用いた提供(VRS本体、コンビニ交付関連機能)、本人からの電子交付アプリを用いた提供(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能))	事後	
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定補個人情報の保管・消去 ①保管場所 ※	＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりのセキュリティ対策を講じている。 ・論理的に区分された本市の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。	＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりのセキュリティ対策を講じている。 ・論理的に区分された本市の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 電子交付アプリ及び同アプリの利用端末には、申請情報を記録しないこととしている。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) 証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととしている。	事後	
	(別添2)特定個人情報ファイル記録項目	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する情報＞ ・個人番号 ・宛名番号 ・自治体コード ・接種券番号 ・属性情報(氏名、生年月日、性別) ・接種状況(実施/未実施) ・接種回(1回目/2回目) ・接種日 ・ワクチンメーカー ・ロット番号 ・ワクチン種類※ ・製品名※ ・旅券関係情報(旧姓・別姓・別名、ローマ字氏名、国籍、旅券番号)※ ・証明書ID※ ・証明書発行年月日※ ※新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に必要な場合のみ	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する情報＞ ・個人番号 ・宛名番号 ・自治体コード ・接種券番号 ・属性情報(氏名、生年月日、性別) ・接種状況(実施/未実施) ・接種回 ・接種日 ・ワクチンメーカー ・ロット番号 ・ワクチン種類 ・製品名 ・旅券関係情報(旧姓・別姓・別名、ローマ字氏名、国籍、旅券番号) ・証明書ID ・証明書発行年月日	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取り扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手 リスク1: 目的外の入手が行われるリスク 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> ①転入者本人からの個人番号の入手 本市の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、個人番号を入手する際は、新接種券発行申請書兼接種記録確認同意書等により本人同意を取得し、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 ②転出先市区町村からの個人番号の入手 本市からの転出者について、本市での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手するが、その際は、転出先市区町村において、本人同意及び本人確認が行われた情報だけをワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。 ③新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請者からの個人番号の入手 接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のために個人番号を入手するのは、接種者から接種証明書の交付申請があった場合のみとし、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> ①転入者本人からの個人番号の入手 本市の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、本人から個人番号を入手する場合は、新接種券発行申請書兼接種記録確認同意書等により本人同意を取得し、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 ②他市区町村からの個人番号の入手 本市からの転出者について、本市での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、他市区町村から個人番号を入手するが、その際は、他市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した情報を、ワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。 ③転出元市区町村からの接種記録の入手 本市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するが、その際は、本市において住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。 ④新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請者からの個人番号の入手 接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のために個人番号を入手するのは、接種者から接種証明書の交付申請があった場合のみとし、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付) 交付申請には、個人番号カードのICチップ読	事後	
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取り扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手 リスク1: 目的外の入手が行われるリスク 必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	・対象者が多数表示される一覧系の画面および帳票には個人番号は表示しない仕組みとし、不用意な閲覧が行われないようにする。 ・他システムへ情報連携するファイルについては、個人番号が含まれない形式とする。	・対象者が多数表示される一覧系の画面および帳票には個人番号は表示しない仕組みとし、不用意な閲覧が行われないようにする。 ・他システムへ情報連携するファイルについては、個人番号が含まれない形式とする。 <ワクチン接種記録システム等における追加措置> (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付) 個人番号カードや旅券の読み取りにより必要な情報を入手し、申請者の自由入力を選べることで、交付申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。	事後	
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取り扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手 リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ワクチン接種記録システム(VRS)のデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。	<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ワクチン接種記録システム(VRS)のデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 当該機能では、専用アプリからのみ交付申請を可能とする。アプリの改ざん防止措置を講じることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報送信されることを避ける。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) 証明書交付センターにおいてキオスク端末の操作画面を制御し、コンビニ交付に対応する市町村に対してのみキオスク端末から交付申請を可能とすることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が送信されることを避ける。	事後	
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取り扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じてた入手を除く。) リスク3: 入手した特定個人情報 が不正であるリスク 入手の際の本人確認の措置の内容	本人確認書類(身分証明証等)により本人確認を行う。	本人確認書類(身分証明証等)により本人確認を行う。 <ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付) 個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証で本人確認を行うため、本人からの情報のみが送信される。	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク3: 入手した特定個人情報が入力された個人情報データベースに不正にアクセスするリスク 特定個人情報の正確性確保の措置の内容	・入手した情報については、窓口での聞き取りや添付書類との照合等を通じて確認することで正確性を確保している。 ・職員にて収集した情報に基づいて、間違いがあれば職権で適宜修正することで正確性を確保している。 ・入力者、審査者、決裁者を分担して、複数のチェックを行っている。	・入手した情報については、窓口での聞き取りや添付書類との照合等を通じて確認することで正確性を確保している。 ・職員にて収集した情報に基づいて、間違いがあれば職権で適宜修正することで正確性を確保している。 ・入力者、審査者、決裁者を分担して、複数のチェックを行っている。 ＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付) ・券面入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として自動的に入力することにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。 ・券面事項入力補助APから取得する情報(4情報・マイナンバー)に付されている署名について、VRS又は証明書交付センターシステムにおいて真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。	事後	
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手 リスク4: 入手の際に特定個人情報が入力された個人情報データベースに不正にアクセスするリスク リスクに対する措置の内容	＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ 入手する特定個人情報については、情報漏えいを防止するために、暗号化された通信回線を使用する。	＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ ・入手する特定個人情報については、情報漏えいを防止するために、暗号化された通信回線を使用する。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) キオスク端末と証明書交付センターシステム間の通信については専用回線、証明書交付センターシステムとVRS間の通信についてはLGWAN回線を使用し、情報漏えいを防止する。 また、通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 さらに、キオスク端末の画面表示や音声案内により、マイナンバーカード及び証明書の取り忘れ防止対策を実施する。	事後	
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ ①特定個人情報を使用する場面に必要最小限に限定している。具体的には以下の3つの場面に限定している。 ・本市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、転入者本人から個人番号の提供の同意が得られた場合のみ入手し、使用する。 ・本市からの転出者について、本市での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、個人番号を入手し、使用する。 ・接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合に、接種記録を照会するために、個人番号を入手し、使用する。 ②ワクチン接種記録システム(VRS)からCSVファイルにてダウンロードする接種記録データには、個人番号が含まれない。	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ ①特定個人情報を使用する場面に必要最小限に限定している。具体的には以下の3つの場面に限定している。 ・本市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会する場合のみ入手し、使用する。 ・本市からの転出者について、本市での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、個人番号を入手し、使用する。 ・接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合に、接種記録を照会するために、個人番号を入手し、使用する。 ②ワクチン接種記録システム(VRS)からCSVファイルにてダウンロードする接種記録データには、個人番号が含まれない。	事後	
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 情報保護管理体制の確保	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における確認＞ 本市、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者へ委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。 ・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・特定個人情報の提供ルール/消去ルール ・委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 ・再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ 本市、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者へ委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。 ・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・特定個人情報の提供ルール/消去ルール ・委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 ・再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能において、申請者本人から特定個人情報の提供を受ける際の入手に係る保護措置	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク2: 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク リスクに対する措置の内容	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ ・転出元市区町村への個人番号の提供 本市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、転出元市区町村へ個人番号を提供するが、その際は、本人同意及び本人確認が行われた情報だけをワクチン接種記録システム(VRS)を用いて提供する	。＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ ・他市区町村への個人番号の提供 本市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、他市区町村へ個人番号を提供するが、その際は、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した情報を、ワクチン接種記録システム(VRS)を用いて提供する。 転出先市区町村へ接種記録を提供するが、その際は、転出元市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を用いて提供する。	事後	
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク3: 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク リスクに対する措置の内容	＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ ・転出元市区町村への個人番号の提供 本市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、転出元市区町村へ個人番号を提供するが、その際は、個人番号と共に転出元の市区町村コードを送信する。そのため、仮に誤った市区町村コードを個人番号と共に送信したとしても、電文を受ける市区町村では、該当者がいないため、誤った市区町村に対して個人番号が提供されない仕組みとなっている。	＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ ・他市区町村への個人番号の提供、転出先市区町村への接種記録の提供 本市区町村への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、他市区町村へ個人番号を提供するが、電文を受ける市区町村で、該当者がいない場合は、個人番号は保管されず、これに対して接種記録は提供されない仕組みとなっている。	事後	
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークを通じた提供を除く。))におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ ・特定個人情報の提供は、限定された端末(LG-WAN端末)だけができるように制御している。 ・特定個人情報を提供する場面を必要最小限に限定している。具体的には、本市への転入者について、転出元市区町村での接種記録を入手するために、転出元市区町村へ個人番号と共に転出元の市区町村コードを提供する場面に限定している。	＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ ・特定個人情報の提供は、限定された端末(LG-WAN端末)だけができるように制御している。 ・特定個人情報を提供する場面を必要最小限に限定している。具体的には、本市への転入者について、転出元市区町村での接種記録を入手するために、他市区町村へ個人番号を提供する場面に限定している。	事後	
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑥具体的な対策の内容	＜ワクチン接種記録システム(VRS)における措置＞ ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める技術的対策を満たしている。 主に以下の技術的対策を講じている。 ・論理的に区分された本市の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・当該システムへの不正アクセスの防止のため、外部からの侵入検知・通知機能を備えている。 ・LG-WAN端末とワクチン接種記録システムとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。	＜ワクチン接種記録システム(VRS)における措置＞ ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める技術的対策を満たしている。 主に以下の技術的対策を講じている。 ・論理的に区分された本市の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・当該システムへの不正アクセスの防止のため、外部からの侵入検知・通知機能を備えている。 ・LG-WAN端末とワクチン接種記録システムとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 ・電子交付アプリには、申請情報を記録しないこととしている。 ・電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) ・電子交付アプリには、申請情報を記録しないこととしている。 ・電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) ・証明書交付センターシステム及びキiosk端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととしている。 ・キiosk端末と証明書交付センターシステム	事後	
	Ⅳ その他のリスク対策 1. 監査 ①自己点検 具体的なチェック方法	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ 内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な監督をする。	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ ・デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な監督をする。	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	IV その他のリスク対策 1. 監査 ②監査 具体的な内容	〈新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置〉 内閣官房情報通信技術 (IT) 総合戦略室から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条 (市区町村の責任) に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な監督をする。	〈新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置〉 デジタル庁 (旧内閣官房情報通信技術 (IT) 総合戦略室) から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条 (市区町村の責任) に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な監督をする。	事後	
	IV その他のリスク対策 2. 従業者に対する教育・啓発 具体的な方法	〈新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置〉 内閣官房情報通信技術 (IT) 総合戦略室から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条 (市区町村の責任) に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な指導をする。	〈新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置〉 デジタル庁 (旧内閣官房情報通信技術 (IT) 総合戦略室) から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条 (市区町村の責任) に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な指導をする。	事後	
	IV その他のリスク対策 3. その他のリスク対策	〈新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置〉 内閣官房情報通信技術 (IT) 総合戦略室から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第7条 (情報到達の責任分界点)、第8条 (通信経路の責任分界点)、第9条 (市区町村の責任) に則し、適切に当該システムを利用し、万が一、障害や情報漏えいが生じた場合、適切な対応をとることができる体制を構築する。	〈新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置〉 デジタル庁 (旧内閣官房情報通信技術 (IT) 総合戦略室) から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第7条 (情報到達の責任分界点)、第8条 (通信経路の責任分界点)、第9条 (市区町村の責任) に則し、適切に当該システムを利用し、万が一、障害や情報漏えいが生じた場合、適切な対応をとることができる体制を構築する。	事後	
	(別添1) 事務の内容		ク…接種者について、アプリで新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合に、アプリにおいて個人番号を入力し、接種者が申請先として指定する市町村に接種記録を照会する。 ケ…接種者について、コンビニエンスストア等のキオスク端末で新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合に、キオスク端末から個人番号を入力し、地方公共団体情報システム機構の証明書交付センターシステムを経由して、接種者が申請先として指定する市町村に接種記録を照会する。 ⑧…接種記録の情報を、氏名や旅券関係情報等、その他の情報とあわせて、接種証明書としてアプリ上に表示する。(個人番号は表示されない。また、接種証明書については、電子署名を付す)。 ⑨…接種記録の情報を、氏名や旅券関係情報(※)等、その他の情報とあわせて、接種証明書としてキオスク端末から交付する。(個人番号は表示されない。また、接種証明書については、電子署名を付す)。 ※旅券関係情報については、過去の接種証明書の発行履歴に記録された情報を接種証明書に表示。	事後	